

浜松市立小中学校・幼稚園
防災対策基準

<令和6年4月>

浜松市教育委員会

— 目 次 —

目次	1
作成の趣旨	3

事前の危機管理＜備える＞

1 学校安全、防災教育の充実	
(1) 学校安全の構造	5
(2) 浜松市学校（園）防災グランドデザイン	6
(3) 防災教育の充実	7
(4) 「浜松市版防災ノート」「防災教材」の活用	9
(5) 防災訓練の充実	10
2 災害時の配備体制	
(1) 「勤務時間内」配備体制	12
(2) 「勤務時間外（夜間、休日等）」の参集基準	14
(3) 【参考】「浜松市地域防災計画」の配備体制、参集の判断基準	16
3 施設・設備の安全管理	
(1) 定期的な校舎・設備等の安全点検	18
(2) 電気、水道に係る設備等の確認	19
4 保護者との連絡体制の構築、共通理解	20

災害発生時の危機管理＜命を守る＞

1 「避難情報（警戒レベル）」と「防災気象情報」	22
2 対処基準	
(1) 地震災害編	23
(2) 南海トラフ地震編	26
(3) 津波災害編	28
(4) 気象情報編（大雨、台風等）	31
【参考資料】雷・竜巻に関する情報	
(5) 避難情報編（Ⅰ）河川の氾濫	35
【A】外水氾濫系	
【B】内水氾濫系	
(6) 避難情報編（Ⅱ）土砂災害	47
(7) 停電編	52
(8) 暑さ指数(WBGT)編	55

事後の危機管理〈立て直す・つなぐ〉

1 風水害や地震等の発生による被害状況の報告	
(1) 小中学校の対応	6 2
(2) 幼稚園の対応	6 3
○ 臨時休業実施報告書	6 4
○ 児童生徒の事故報告書	6 5
○ 職員事故等報告書	6 6
○ 施設被害状況報告書	6 7
2 大規模災害への対応	
(1) 平常時からの連携	6 8
(2) 学校による避難所支援から学校教育再開への移行	6 9
○ 大規模地震発生時の避難所開設に備え共通理解しておくべき内容	7 0
○ 施設の安全チェックシート	7 2
○ 避難者カード	7 4
○ 体調管理票	7 5
(3) 学校教育再開に向けた具体的な対応例	7 6
○ 学校教育再開に向けた協議・調整の担当課リスト	7 8
3 災害発生後の心のケア	
(1) 子どものストレス症状	7 9
(2) 教職員の心のケア	7 9
(3) 保護者の心のケア	7 9
(4) ストレス反応による症状と対応	8 0
(5) PTSDの予防と対応	8 0
(6) 心のケアに係る教職員等の役割	8 1

附則

「浜松市立小中学校・幼稚園 防災対策基準」作成の趣旨

学校は、災害に対して「一人の犠牲者も出さない」という意識のもと、児童生徒の安全確保に最善を尽くさなければなりません。

災害発生時に学校の危機管理が有効に機能するためには、起こり得る様々な状況を想定し、地域の実情や学校の実態、児童生徒の発達段階を踏まえた上で、学校、家庭、地域が連携（協働）した防災管理・防災教育が必要です。

そして、「命の尊厳」の理念を基盤とし、児童生徒が「自らの命を守るため安全に行動する力」、さらに「他の人や社会の安全に貢献できる力」を身につけることは、学校の安全確保のみならず、次代の安全な社会を築いていくうえで、重要な取り組みであると認識しています。

これらの考え方を踏まえ、平成 25 年度には「学校防災対策プロジェクト会議」を設置し、「浜松市学校（園）防災対策基準」の見直しを検討しました。

本市の自然環境の特徴（全国第 2 位という広大な市域面積を有する点、また市域に沿岸部・都市部・山間部を有し多様な自然環境を作り出している点）を考慮し、学校が所在する地域の自然・社会環境を踏まえた中学校区単位による対応を重視しました。

また、本基準をもとにして各校で作成している「危機管理マニュアル（災害安全編）」についても、学校の実情（地理的な条件、施設の状況、地域の実情、職員体制等）を踏まえた見直しを図り、より実践力を高めていくものとなりました。

災害発生時における教職員等の動員体制については、「浜松市地域防災計画」における配備体制を基本的な枠組みとし、教職員等による児童生徒の安全確保や学校教育の再開・復旧に向けた内容を示しました。さらに、学校に開設される避難所が地域、行政により円滑に運営されるよう、学校による避難所支援について整理しました。

本基準の運用においては、学校の防災管理・防災教育の充実を目指すことが重要であるため、今後も有識者を招いた「学校防災対策プロジェクト会議」を活用するとともに、防災リーダー（防災教育等の中心となる教職員）を中心として、各校での確かな実践へとつなげていきたいと考えています。

※補足

この基準において、幼稚園への適用に当たり、特に記載があるものを除き以下のとおりとする。

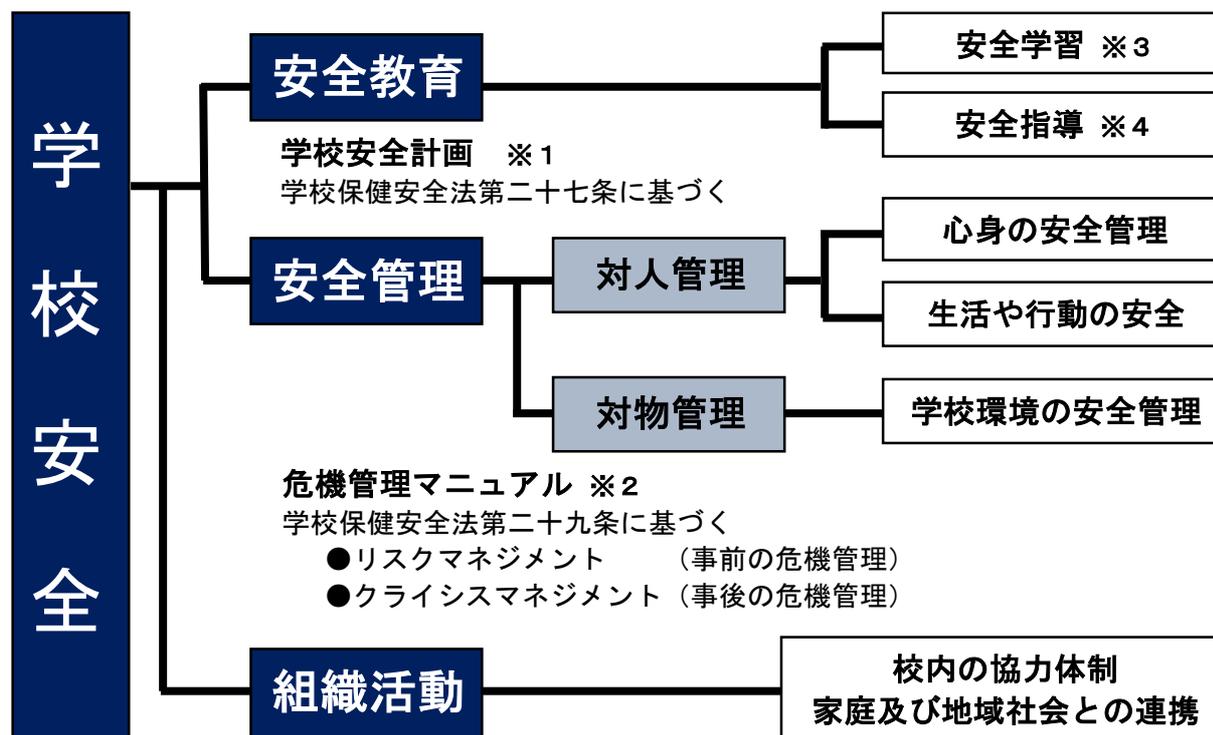
- ・「学校」とは、浜松市が設置する「小中学校」及び「幼稚園」とする。
- ・「校長」を「園長」、「児童生徒」を「幼児」と読み替える。

事前の危機管理

< 備える >

1 学校安全、防災教育の充実

(1) 学校安全の構造



※1 学校安全計画

- ・安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容を統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画のこと。
- ・安全点検、安全指導、職員研修の3項目の内容を必ず含めなければならない。

※2 危機管理マニュアル

- ・事件・事故災害発生時における措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領のこと。
- ・不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の事情に応じて策定する。
⇒防災に特化した「危機管理マニュアル（災害安全編）」を策定する。

※3 安全学習（災害安全領域）

- ・保健体育科、生活科、社会科、理科などの各教科や総合的な学習の時間。
- ・道徳教育は、道徳的態度の形成という観点から、安全教育の基盤としての意義をもつ。

※4 安全指導（災害安全領域）

- ・特別活動の学級（ホームルーム）活動や学校行事（防災・避難訓練）、課外指導。
- ・日常の学校生活での指導や個別指導。

【学校安全の領域】

- 「生活安全」・・・日常生活で起こる事件・事故、誘拐や傷害などの犯罪被害防止
- 「交通安全」・・・様々な交通場面における危険と安全
- 「災害安全」・・・地震・津波・風水害・土砂災害等、火災等

(2) 浜松市学校防災グラウンドデザイン

【様々な災害】

多様な自然・社会環境（都市部・沿岸部・山間部）に伴う様々な災害

【学校（園）防災対策プロジェクト会議からの課題】

- ・防災教育における指導方法や教材の充実
- ・学校と家庭・地域等との連携のあり方
- ・教職員の危機管理意識の高揚

<目指す姿> 将来、地域の一員として、 防災・減災を担う人材の育成

【基本理念】 様々な自然災害から、生きぬく子（自助）の育成 自然災害発生後、共に生きのびる子（共助）

<安全教育に関する法令等>

【国】

- ・教育基本法
- ・学校保健安全法
- ・学校教育法
- ・学習指導要領（総則）

【浜松市】

- ・浜松市地域防災計画
- ・各区版避難行動計画
- ・第3次浜松市教育総合計画
- ・浜松市立小中学校・幼稚園 防災対策基準

【学校（園）】

- ・危機管理マニュアル（災害安全編）
- ・学校（園）安全計画 等

指導内容・方法等の構築

【ねらい】

◎防災教育における指導内容・方法等を構築する

<方策>

- 1 「浜松市版防災ノート」「防災教材」の作成・活用
- 2 学校（園）防災リーダー研修の実施
- 3 学校（園）防災サポート事業（防災講座、有識者派遣等）の実施
- 4 防災教育に関する画像・映像等の提供・活用

家庭・地域・関係機関等との連携

【ねらい】

家庭・地域（自治会等）・関係機関（行政等）と連携し、
◎防災教育を推進する
◎児童生徒の安全管理体制の整備・強化を図る

<方策>

- 1 家庭・地域（自治会等）・関係機関（行政等）との連携
 - (1) 登下校時等における児童生徒の避難場所等についての情報共有 等
 - (2) 学校で行う防災訓練の地域との連携 等
 - (3) 防災講座や防災連携連絡会の実施 等
- 2 中学校区との連携
 - (1) 防災管理に係る情報の共有、幼・小・中合同引き渡し訓練の実施 等

教職員の危機管理意識の高揚

【ねらい】

◎防災における教職員の指導力の向上及び危機管理意識の高揚を図る

<方策>

- 1 「危機管理マニュアル（災害安全編）」の検証・改善、教職員等への周知
- 2 危機管理対応研修（管理職対象）、学校（園）防災リーダー研修の実施
- 3 防災における校内研修の企画・実施
 - (1) 防災教育に関する研修内容（学校（園）防災リーダー中心）
 - (2) 防災有識者派遣による学校の防災管理・防災教育への指導

学校（園）防災サポート事業の活用

(3) 防災教育の充実

① 防災教育の基本理念

児童生徒に防災・減災力（自助・共助）を育てていくことは、将来、地域の一員として地域防災に貢献できる人を育てることにつながる。

これらのことから、浜松市における学校の防災教育の基本理念を、

「様々な自然災害から、生きぬく子【自助】」

「自然災害発生後、共に生きのびる子【共助】」の育成

とし、学校における防災教育の充実を図ることをとおして、

「将来、地域の一員として、防災・減災を担う人材」の育成を目指す。

② 学習指導要領における位置づけ

○小学校（中学校）学習指導要領（平成 29 年告示）総則第 2 の 2(2)

各学校においては、児童（生徒）や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて時代の社会を形成することに向けた諸課題に対して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

○幼稚園教育要領（平成 29 年告示）第 2 章ねらい及び内容 健康

2 内容

(10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

3 内容の取扱い

(6) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの

③ 防災教育の手立て

【小中学校】

○各学年における年間 10 時間程度の教科横断的な学習

・防災学習

主に防災・減災に関連した内容が含まれる教科をとおして学習する。
また、総合的な学習の時間で防災・減災をテーマとした学習に取り組むこともできる。

・防災指導

主に特別活動をとおして行われる。行事として行う防災・避難訓練や訓練の前後に行う指導、学級活動における安全指導等がそれにあたる。
浜松市では、「浜松市版防災ノート」を作成し各校で活用している。

【幼稚園】

○幼稚園における防災教育の内容と取扱い

- ・ 幼児の発達の実情に応じて、日常的な指導を積み重ねることにより、災害などの際の基本的な対処の方法を確実に伝え、行動の仕方などについて理解できるようにする。
- ・ 災害の際の行動の仕方については、幼稚園のある地域の特徴を理解し長期的な見通しをもちそれに対応した内容を計画的に指導するとともに、幼稚園全体の教職員の協力体制や家庭との連携の下、幼児の発達の特性を十分に理解し、日常的な指導を積み重ねていく。
- ・ 火事や地震等の自然災害を想定した避難訓練は、災害時には教師の下でその指示に従い、一人一人が落ち着いた行動がとれるようにする。

※参考資料

幼稚園教育要領解説第2章第2節1心身の健康に関する領域「健康」

④ 機会を捉えた防災教育

過去に日本で大規模な自然災害が発生した時期や大雨や台風が近づく時期の前後等を、防災教育の効果的な機会と捉える。

過去に日本で起きた大規模な自然災害		
1	安政東海地震	1854年12月23日
2	関東大震災 ※前後に防災週間の設定	1923年9月1日
3	七夕豪雨／浜松市	1974年7月7日
4	阪神・淡路大震災 ※前後に防災週間の設定	1995年1月17日
5	東日本大震災 ※前後に防災週間の設定	2011年3月11日
6	広島土砂災害	2014年8月20日
7	台風第18号による記録的大雨／浜松市	2015年9月8日
8	熊本地震	2016年4月14日
9	九州北部豪雨	2017年7月初旬
10	台風第24号による大規模停電／浜松市	2018年10月初旬
11	熱海市伊豆山土砂災害	2021年7月3日

⑤ 関係機関との連携

○防災有識者派遣

平成28年4月1日 常葉大学附属社会災害研究センター

「浜松市学校（園）防災対策プロジェクト事業に関する覚書」締結

○防災講座の開催

浜松市危機管理課、各区区振興課、河川課、消防総務課、西部地域局危機管理課、各警察署警備課 等

(4) 「浜松市版防災ノート」「防災教材」の活用

① 浜松市版防災ノート

詳細は、浜松市ホームページ「浜松市版防災ノート」ページに掲載

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kenkou/bosainote/bosainote.html>

小学校用			中学校用
1～2年生	3～4年生	5～6年生	1～3年生
			
それぞれ2年間活用			3年間活用

※幼稚園は、「防災紙芝居」等の防災教材を随時活用。

② 活用場面の例

- ・避難訓練の事前・事後指導
- ・学級活動での安全指導
- ・朝の会・帰りの会（機会教育）
- ・教科の時間（理科、道徳等）
- ・教育活動外（夏季・冬季休業中等を活かした家庭・地域での使用）等
- ・各校の「浜松市版防災ノート活用年間計画」に基づいた活用

③ 教師用指導書

学習の目標や展開例、発問の内容例、指導のポイント等を記載。



(5) 防災訓練の充実

◎防災訓練の実施は、小中学校では年間5回程度、幼稚園では月1回程度とする。

※実施時期・内容等は、学校や地域の実情に応じて設定する。

① 訓練の内容

○地域の災害特性に合わせた訓練の設定

「津波」「河川の氾濫」「土砂災害」等の想定される被害に合わせて訓練を設定する。学校が工業地域に隣接したり、木造住宅が密集したりしている市街地にある場合は、爆発や火災などの二次災害の発生も考慮する。

○訓練の実施・報告義務

要配慮者利用施設（敷地内に浸水想定区域又は土砂災害警戒区域がある学校）には、水防法又は土砂災害防止法に基づき、想定される浸水や土砂災害に係る「避難確保計画を作成する」「避難確保計画に基づく避難訓練を実施する」「市町村長（教育委員会）に対して訓練結果を報告する」ことが義務付けられている。

○教職員一人一人が危機意識を高くもち、教職員のための訓練でもあることを自覚して参加する。机上（図上）訓練等を活用して、想定外の状況でも落ち着いて児童生徒を避難誘導することができるよう訓練する。

② 児童生徒への指導

【事前】

○「浜松市版防災ノート」「防災教材」等を活用し、事前に訓練の意義を児童生徒に十分理解させ、「自分の命は自分で守り安全に行動する」ための訓練となるよう指導する。

○机や身の回りにある物で頭部や体を保護するなど、第1次避難として、命を守る避難行動を身に付けさせる。

※避難時の援助や配慮を要する児童生徒等については、避難行動を指導するとともに、心理的不安を取り除く配慮をする。

【事後】

○児童生徒は自身の行動を振り返り、「第1次避難（災害発生と同時に命を守る）」や、「第2次避難（安全に避難場所まで移動する）」等の訓練について自己評価をする。

○教員は、児童生徒がとった個々の避難行動や集団としての避難行動について指導するとともに、今後の発災に備え、とるべき避難行動や対策等について確認する。

③ 訓練のねらいや内容の工夫例

例 1) 第 1 次避難で命を守る行動を身に付けるシェイクアウト訓練

想定：地震が起きた瞬間に、自分の命を自分で守る 等

- ・緊急地震速報や揺れを感じた瞬間に、頭部や体を守る
- ・机、ヘルメット、身の回りにあるものを利用する
- ・倒れてくるもの、落ちてくるものに注意して身を守る
- ・避難行動として初動が正しく取れたか確認する

例 2) 大規模地震（震度 5 弱以上）を想定した訓練

想定：突発的な発生、激しい揺れ、児童生徒がバラバラに避難
負傷者や動けない者あり 等

以下のような状況を想定して設定して実施

- ・点呼、整列しての避難ができない
- ・複数災害の同時発生（地震→津波や火災、大雨→洪水や土砂災害等）
- ・校長、養護教諭、担任の不在
- ・避難場所での不明者の判明や負傷者への対応
- ・トラブルの発生
停電の発生、防火扉が閉まる、電話やインターネット使用不可能、
運動場に避難ができない、校舎が損壊等による避難経路の変更 等

例 3) 震度 4 以下の地震を想定した訓練

想定：被害が大きくなり、落ち着いて避難することができる 等

- ・教室等で整列し、安全確認・点呼。
- ・「お・は・し・も」の約束を守って避難する
- ・避難経路、避難の注意事項を確認する
- ・避難場所への速やかな集合・整列を確認する
- ・消火栓、避難袋、消火器、担架等防災用具の活用

例 4) 家庭・地域と連携した訓練

想定：避難者による学校への避難、施設の利用

- ・保護者への引き渡し訓練（場所や動線の確認、幼・小・中合同 等）
- ・PTA 自主防災組織や消防署等との合同訓練
- ・校舎への垂直避難における児童生徒と地域住民の避難場所を確認
- ・夏休み等に各家庭での通学路の安全点検、避難場所等の確認

2 災害時の配備体制

(1) 「勤務時間内」の配備体制

- ・児童生徒、教職員の安全確保を最優先とする。
- ・震度5強以上の地震を観測または大津波警報（特別警報）が発表された場合は、「学校災害対策本部」を立ち上げ、以下の業務について対応する。

「学校災害対策本部」の組織と対応

組織	担当 (例)	内容	実施時期の目安		
			発生時	1日以内	3日以内
総括本部 (校長室等)	管理職等	・全体総括	○	→	→
		・教職員等への指示	○	→	→
		・各班からの情報の把握、連絡調整	○	→	→
		・教育委員会との連絡調整		○	→
		・応急対応の検討・決定		○	→
		・PTAとの連絡調整			○
		・報道機関への対応			○
		・必要な人材の派遣要請			○
情報連絡・搬出班	主幹教諭、 情報主任、 教務主任、 等	・総括本部との連携	○	→	→
		・鍵、非常持ち出し品、重要書類等の搬出	○	→	→
		・メール等による保護者への連絡		○	→
		・教育委員会への被害状況報告			○
		・来校者、電話への対応			○
避難誘導・安全確認班	学級担任 等	・児童生徒の避難誘導、安否確認	○	→	→
		・負傷者、体調不良者の把握	○	→	→
		・避難場所での留め置き、児童生徒への対応	○	→	→
		・保護者への引き渡し場所の設定		○	→
		・引き渡し人の身元確認		○	→
		・ストレスを感じている児童生徒の心のケア			○

組織	配備 (例)	業務内容	実施時期の目安		
			発生時	1日以内	3日以内
救護班	養護教諭 等	・負傷者の保護、応急手当	○	→	→
		・負傷者の容態確認、医療機関への連絡	○	→	→
		・校医との連携、搬送先等のリスト作成		○	→
消火・施設点検班	学年主任 等	・初期消火	○	→	→
		・施設の被害状況把握、安全点検		○	→
		・危険箇所の処理、立ち入り禁止表示等		○	→
		・通学路の被害状況把握、安全確認			○
		・ライフライン（電気・ガス・水道）の確認			○
		・ゴミ、トイレの管理			○
避難所運営支援班 (緊急避難所の開設時)	学校地区防災班員 等	・体育館等施設の安全確認		○	→
		・避難者受け入れ場所の確保		○	→
		・避難者の誘導		○	→
		・避難者カード、体調管理票等の配付		○	→
		・非開放区域の表示		○	→
		・避難所運営委員会との連携・支援			○
		※「避難所運営支援班」を担当する教職員等は、避難所において「避難所運営委員会」が立ち上がり次第、学校再開業務に移行する。			

(2) 「勤務時間外（夜間、休日等）」の参集基準

- ①学校は、「浜松市防災ホットメール」等をとおして、災害の発生状況を確認する。
- ②校長（対応できない場合は教頭等）は、必要に応じて、さくら連絡網や個人への電話連絡等の方法で参集を指示する。
- ③参集の指示を受けた教職員等は、自分や家族の安全を確保することを優先した上で参集する。

「勤務時間外」の各配備体制における参集基準

○一般災害（台風、大雨、洪水、暴風、大雪等）

参集の基準となる 警報や警戒レベル、災害の発生状況等	配備体制 ※1			
	事前 配備	第1次 配備	第2次 配備	第3次 配備
<ul style="list-style-type: none"> ・対象地区に、大雨や暴風等の「<u>警報</u>」が発表されたとき ・対象地区に、「<u>土砂災害警戒情報</u>」が発表されたとき ・対象河川の水位が「<u>氾濫危険水位</u>」に達したとき ・対象地区に、<u>警戒レベル3「高齢者等避難</u>」又は<u>警戒レベル4「避難指示</u>」が発令されたとき 	参集 ※2	待機 ※3	待機 ※3	待機 ※3
<ul style="list-style-type: none"> ・対象地区に、大雨や暴風等の「<u>特別警報</u>」が発表されたとき ・対象地区に、<u>警戒レベル5「緊急安全確保</u>」が発令されたとき ・台風や河川の氾濫等により、対象地区に被害が発生する、又は発生するおそれがあり、市が第1次非常配備体制をとるとき 	参集 ※2	参集 ※2	待機 ※3	待機 ※3
<ul style="list-style-type: none"> ・台風や河川の氾濫等により、対象地区に相当な被害が発生する、又は発生するおそれがあり、市が第2次非常配備体制をとるとき 	参集 ※2	参集 ※2	参集 ※2	待機 ※3
<ul style="list-style-type: none"> ・対象地区に、<u>災害救助法による救助を適用する規模の災害が発生</u>したとき ・台風や河川の氾濫等による大災害が発生する、又は発生するおそれがあり、その対策のため、市が第3次非常配備体制をとるとき 	参集 ※2	参集 ※2	参集 ※2	参集 ※2

※1）各配備体制の対象となる教職員等は、各校の「危機管理マニュアル（災害安全編）」に明記する。

※2）2次災害の発生等を防ぐため、家族や居住地域周辺の被害状況、交通手段の途絶等の問題がある場合、無理に参集せず可能な範囲で連絡を取る。

※3）待機となる教職員は、学校と連絡を取ることができる状態とする。

○地震災害、津波災害

参集の基準となる 警報や警戒レベル、災害の発生状況等	配備体制 ※1			
	事前 配備	第1次 配備	第2次 配備	第3次 配備
【地震】 ・市内で震度4の地震を観測し、対象地区に被害の発生とその拡大等、危険な状態が続くと予想されるとき ・市内で 震度5弱の地震 を観測したとき 【津波】 ・ 津波注意報が発表 されたとき ・ 津波警報が発表 されたとき	参集 ※2	待機 ※3	待機 ※3	待機 ※3
【地震】 ・市内で 震度5強の地震 を観測したとき ・対象地区に相当な被害が発生する、又は発生するおそれがあり、市が第1次非常配備体制をとるとき （学校は「学校(園)災害対策本部」を立ち上げる） 【津波】 ・ 大津波警報が発表 されたとき	参集 ※2	参集 ※2	待機 ※3	待機 ※3
【地震、津波】 ・対象地区に相当な被害が発生する、又は発生するおそれがあり、市が第2次非常配備体制をとるとき	参集 ※2	参集 ※2	参集 ※2	待機 ※3
【地震、津波】 ・対象地区に、 災害救助法による救助を適用する被害が発生 したとき ・市内で 震度6弱以上の地震 を観測したとき ・その他大災害が発生する、又は発生するおそれがあり、その対策のため、市が第3次非常配備体制をとるとき	参集 ※2	参集 ※2	参集 ※2	参集 ※2

※1) 各配備体制の対象となる教職員等は、各校の「危機管理マニュアル（災害安全編）」に明記する。

※2) 2次災害の発生等を防ぐため、家族や居住地域周辺の被害状況、交通手段の途絶等の問題がある場合、無理に参集せず可能な範囲で連絡を取る。

※3) 待機となる教職員は、学校と連絡を取ることができる状態とする。

(3) 【参考】「浜松市地域防災計画」の配備体制、参集の判断基準

①一般災害（台風、大雨、洪水、暴風、大雪等）

台風等により 24 時間以内（接近予測が休日の場合は 48 時間以内）に、市内に大規模な風水害が発生する可能性が高いと市長が判断した時は、風水害警戒態勢をとる。

○事前配備体制

- ・ 警報（大雨、洪水、暴風、大雪、高潮）のいずれかが発表されたとき
- ・ 天竜川又は都田川に「氾濫警戒情報」が発表されたとき
- ・ 天竜川又は都田川の水位が「避難判断水位」に達したとき
- ・ 別に定める河川の水位が「氾濫危険水位」に達したとき
- ・ 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ・ 台風等の風水害により、警戒レベル3「高齢者等避難」又は警戒レベル4「避難指示」が発表されたとき
- ・ その他災害が発生し、その拡大等危険な状態が続くことが見込まれ、災害対策連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき。

○第1次非常配備

- ・ 特別警報（大雨、暴風、大雪、波浪、高潮）のいずれかが発表されたとき
- ・ 天竜川又は都田川に「氾濫危険情報」が発表されたとき
- ・ 天竜川又は都田川の水位が「氾濫危険水位」に達したとき
- ・ 台風等が本市に接近又は上陸し、相当な被害が発生し、又は発生する恐れがあり、第1次配備体制をとる必要があるとき
- ・ その他相当な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため第1次非常配備体制をとる必要があると市長（本部長）が認めるとき

○第2次非常配備

- ・ 天竜川又は都田川に「氾濫発生情報」が発表されたとき
- ・ 天竜川又は都田川の水位が「天端高」に達したとき
- ・ 台風等が本市に接近又は上陸又は接近し、その対策のため第2次非常配備体制をとる必要があると市長が認めるとき
- ・ その他相当な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため第2次非常配備体制をとる必要があると市長（本部長）が認めるとき

○第3次非常配備

- ・ 災害救助法による救助を適用する規模の災害が発生したとき
- ・ 台風等による大災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため市の総力をあげて配備につき、活動する必要があると市長（本部長）が認めるとき

②地震災害

○事前配備体制

- ・ 県内他都市で震度5強以上の地震を観測したとき
- ・ 市内で震度5弱の地震を観測したとき
- ・ 市内で震度4の地震を観測し、被害の発生とその拡大等、危険な状態が続くと予想され、災害対策連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき

○第1次非常配備

- ・ 市内で震度5強の地震を観測したとき
- ・ その他相当な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため第1次非常配備体制をとる必要があると市長（本部長）が認めるとき

○第2次非常配備

- ・ 相当な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため第2次非常配備体制をとる必要があると市長（本部長）が認めるとき

○第3次非常配備

- ・ 災害救助法による救助を適用する被害が発生したとき
- ・ 市内で震度6弱以上の地震を観測したとき
- ・ 東海地震等が発生し、気象庁が発表したとき
- ・ その他大災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため、市の総力をあげて配備につき、活動する必要があると市長（本部長）が認めるとき

③津波災害（津波注意報・警報）

○事前配備体制

- ・ 津波注意報が発表されたとき
- ・ 津波警報が発表されたとき
- ・ 津波注意報が発表され、被害発生のおそれがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき
- ・ 津波警報が発表され、被害の発生とその拡大等、危険な状態が続くことが見込まれ、災害対策連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき

○第1次非常配備

- ・ 大津波警報（特別警報）が発表されたとき
- ・ その他相当な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため第1次非常配備体制をとる必要があると市長（本部長）が認めるとき

○第2次非常配備

- ・ 相当な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため第2次非常配備体制をとる必要があると市長（本部長）が認めるとき

○第3次非常配備

- ・ 津波災害で、災害救助法による救助を適用する被害が発生したとき
- ・ その他大災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため、市の総力をあげて配備につき、活動する必要があると市長（本部長）が認めるとき

3 施設・設備の安全管理

(1) 定期的な校舎・設備等の安全点検

- ・点検時には、防災の観点も含め施設・設備の安全状況を確認する。
- ・防災訓練実施前に、教職員による避難経路の確認作業を設定し、校舎・設備の危険個所を確認するとともに、壁や柱、床の亀裂、天井の剥離状況についても変化の様子を点検する。
- ・転倒物、重量物等が転倒しないよう防止策を実施する。

施設・備品の耐震チェックリスト例

<p>【校長室等・職員室】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> パソコンが机から落ちないように固定されているか。<input type="checkbox"/> 鏡や額縁など壁に掛けた物は落下しないように固定しているか。<input type="checkbox"/> 室内植物や消火器は転倒しないように固定しているか。<input type="checkbox"/> 花瓶やショーケースのような壊れやすい物は棚から落下または滑らないように対策を講じているか。<input type="checkbox"/> 背の高いファイルロッカーや収納庫は固定しているか。ロッカーなどが並んでいるときは相互に連結しているか。<input type="checkbox"/> ファイルロッカーの引き出しには止め具を付けて、地震時に開かないようにしているか。<input type="checkbox"/> ロッカーの上に思い箱や器具を置いていないか。<input type="checkbox"/> コピー機やFAXのような事務機や機械設備が床を滑ったり、固定台から外れたりすることはないか。<input type="checkbox"/> 壁に掛けられている時計は落下しないように対策が講じられているか。
<p>【教室】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> テレビや音響機器は落下、滑らないように対策が講じられているか。<input type="checkbox"/> 本棚やロッカーは動かないように固定されているか。<input type="checkbox"/> 清掃用ロッカーは動かないように固定されているか。<input type="checkbox"/> ロッカー等の上に重い物や器具は置いていないか。<input type="checkbox"/> 壁に掛けられている時計は落下しないように対策が講じられているか。
<p>【保健室】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 保健用薬品は保管棚等から飛び出さないようになっているか。<input type="checkbox"/> ベッドは滑らないよう対策が講じられているか。<input type="checkbox"/> ロッカー等の上に重い物や器具は置いていないか。<input type="checkbox"/> 壁に掛けられている時計は、落下しないように対策が講じられているか。
<p>【音楽室】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> ピアノやオルガンは動かないように対策が講じられているか。<input type="checkbox"/> 楽器が保管棚から飛び出さないようになっているか。<input type="checkbox"/> テレビや音響機器は落下、滑らないように対策が講じられているか。<input type="checkbox"/> 壁に掛けられている時計は落下しないように対策が講じられているか。
<p>【理科室】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 薬品や実験器具は転倒防止対策が講じられ、保管棚から飛び出さないようになっているか。<input type="checkbox"/> 危険薬品は倒れないよう適切に保管されているか。<input type="checkbox"/> 実験器具は背の高いロッカーの上に置いてないか。<input type="checkbox"/> 所要の火災防止措置はされているか。<input type="checkbox"/> テレビや音響機器は落下、滑らないように対策が講じられているか。<input type="checkbox"/> 壁に掛けられている時計は落下しないように対策が講じられているか。

<p>【家庭科室】</p> <p><input type="checkbox"/> 調理器具や保管棚から飛び出さないようになっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> テレビや音響機器は落下、滑らないように対策が講じられているか。</p> <p><input type="checkbox"/> ガスボンベは倒れないように固定されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 壁に掛けられている時計は落下しないように対策が講じられているか。</p>
<p>【美術室・技術室・図工室】</p> <p><input type="checkbox"/> 工作器具や保管棚から飛び出さないようになっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 絵の乾燥棚は通常、滑らないように対策が講じられているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 電動糸のこぎりは、作業台や棚の上から落下しないように対策が講じられているか。</p> <p><input type="checkbox"/> テレビや音響機器は落下、滑らないように対策が講じられているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 壁に掛けられている時計は落下しないように対策が講じられているか。</p>
<p>【図書室】</p> <p><input type="checkbox"/> 本棚やロッカーは倒れないように固定されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> パソコンが机から落ちないように固定されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> テレビや音響機器は落下、滑らないように対策が講じられているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 壁に掛けられている時計は落下しないように対策が講じられているか。</p>
<p>【廊下・昇降口・職員玄関】</p> <p><input type="checkbox"/> 本棚やロッカー等は倒れないように固定されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 窓ガラスは飛散防止フィルムが貼ってあるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 下駄箱は動かないように固定されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 時計は落下しないように対策が講じられているか。</p>
<p>【給食室】</p> <p><input type="checkbox"/> 本棚やロッカー等は倒れないように固定されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> ガスボンベは倒れないように固定されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 電源やガスなどの安全装置の作動性を定期的に点検しているか。</p>

(2) 電気、水道に係る設備等の確認

① 校舎の電気配置図

- ・学校（園）施設内の電気室や高圧受電設備から配電盤を經由して各教室へ配線されている経路やコンセントの位置、容量等を確認しておく。
※校舎が増築又は一部改築されている学校では、電気配線が複数の場合がある。

② 水道配置図

- ・水道の元栓の位置、各施設への止水弁の位置、各止水弁の機能等を確認する。
※元栓が複数ある場合の水の流れが複数に分流していることもある。
※校舎が増築又は一部改築されている学校では、電気配線が複数になっていることもある。

4 保護者との連絡体制の構築、共通理解

(1) 連絡体制の構築

連絡ツールへの登録を依頼し、通常時だけでなく災害発生等の緊急時においても、学校から迅速かつ確実に連絡ができる体制を整える。

連絡ツール	・ さくら連絡網
主な機能	・ 学校の停電時や休日の緊急対応時等においても、権限を付与された教職員の個人端末からメッセージやアンケートの送信が可能
送信先	・ 学校 → 自校の教職員、保護者等 ・ 教育委員会 → 各校の教職員及び保護者等の全登録者

(2) 保護者との共通理解 ※幼稚園における取り扱いについては、本対処に準ずる。

○年度当初の周知、協力依頼

- ・ 災害発生時における休校等の対処基準
- ・ 通学路の危険箇所や登下校中の避難場所等の家庭での確認

○保護者の判断による安全確保

自宅周辺が自然災害等の影響で危険な状況にあり「児童生徒が安全に登校することができない」と保護者が判断した場合は、登校を控え、自宅等で子供の安全を確保する。

この場合、校長は、遅刻を「出席」扱い、欠席を「出席停止」扱いとすることができる。

※関連規則「浜松市立小中学校 児童生徒指導要録の様式及び取り扱い」

(令和2年3月浜松市教育委員会)

- ・ P17(9) 出欠の記録の欄／ア授業日数の欄

『学校教育法施行規則第63条（中学校は第79条準用規定）（非常変災等の臨時休業）』に基づき、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

- ・ P18(9) 出欠の記録の欄／イ出席停止・忌引き等の日数の欄

『(エ)非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数』に基づき、校長は、遅刻を「出席」扱い、欠席を「出席停止」扱いとすることができる。

災害発生時の 危機管理

＜命を守る＞

1 「避難情報（警戒レベル）」と「防災気象情報」

浜松市からは、市民に早めの避難等と呼びかけるために避難情報が発令される。気象庁等からは、「警戒レベル相当」として防災気象情報が発表される。

浜松市から発令される警戒レベルと避難情報		気象庁等から発表される警戒レベル相当の気象情報（例）		
5	緊急安全確保	5相当	大雨特別警報	氾濫発生情報
4	避難指示	4相当	土砂災害警戒情報	氾濫危険情報
3	高齢者等避難	3相当	大雨警報 洪水警報	氾濫警戒情報

【参考資料】気象庁「段階的に発表される防災気象情報と対応する行動」

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報		相当する警戒レベル			
5	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いままいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨特別警報	幸々勿ル (危険度分布)	氾濫発生情報	5相当		
<警戒レベル4までに必ず避難！>								
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害警戒情報	高潮警報	高潮特別警報	極めて危険 非常に危険	氾濫危険情報	4相当
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、首段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	大雨警報 洪水警報	※1 高潮警報に切り替える可能性が高い 注意報	警戒 (警報級)	氾濫警戒情報	3相当	
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨警報に切り替える可能性が高い 注意報 大雨注意報 洪水注意報	高潮注意報	注意 (注意報級)	氾濫注意情報	2相当	
1	災害への心構えを高める	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	早期 注意情報 (警報級の可能性)					

「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）に基づき気象庁において作成

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が低い注意報は、警戒レベル3（高齢者等避難）に相当します。
 ※2 「極めて危険」（濃い紫）が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられます。

対処基準

(1) 地震災害編

地震に関する情報

■ 緊急地震速報

携帯電話やスマートフォン、テレビ、ラジオ
避難所に設置された同報無線 等

最大震度5弱以上が予測される場合、強い揺れが始まる数秒～数10秒前に発信

■ 浜松市「防災ホッとメール」

観測された区ごとの震度、発生規模、震源の深さ等の発信

■ 浜松市防災マップ



南海トラフ巨大地震レベル2で想定される震度分布図、緊急避難場所の確認

■ 静岡地方気象台 防災気象情報ポータル



地震速報、震源・震度に関する情報

■ 災害伝言ダイヤル・・・震度6弱以上の地震等、大きな災害が発生したときに開設されるNTTの災害伝言サービス

伝言の録音方法

1 7 1 にダイヤル

↓ がタンスが流れます

録音の場合 1

↓ がタンスが流れます

被災地の人の電話番号
(XXX)-XXX-XXXX

伝言の再生方法

1 7 1 にダイヤル

↓ がタンスが流れます

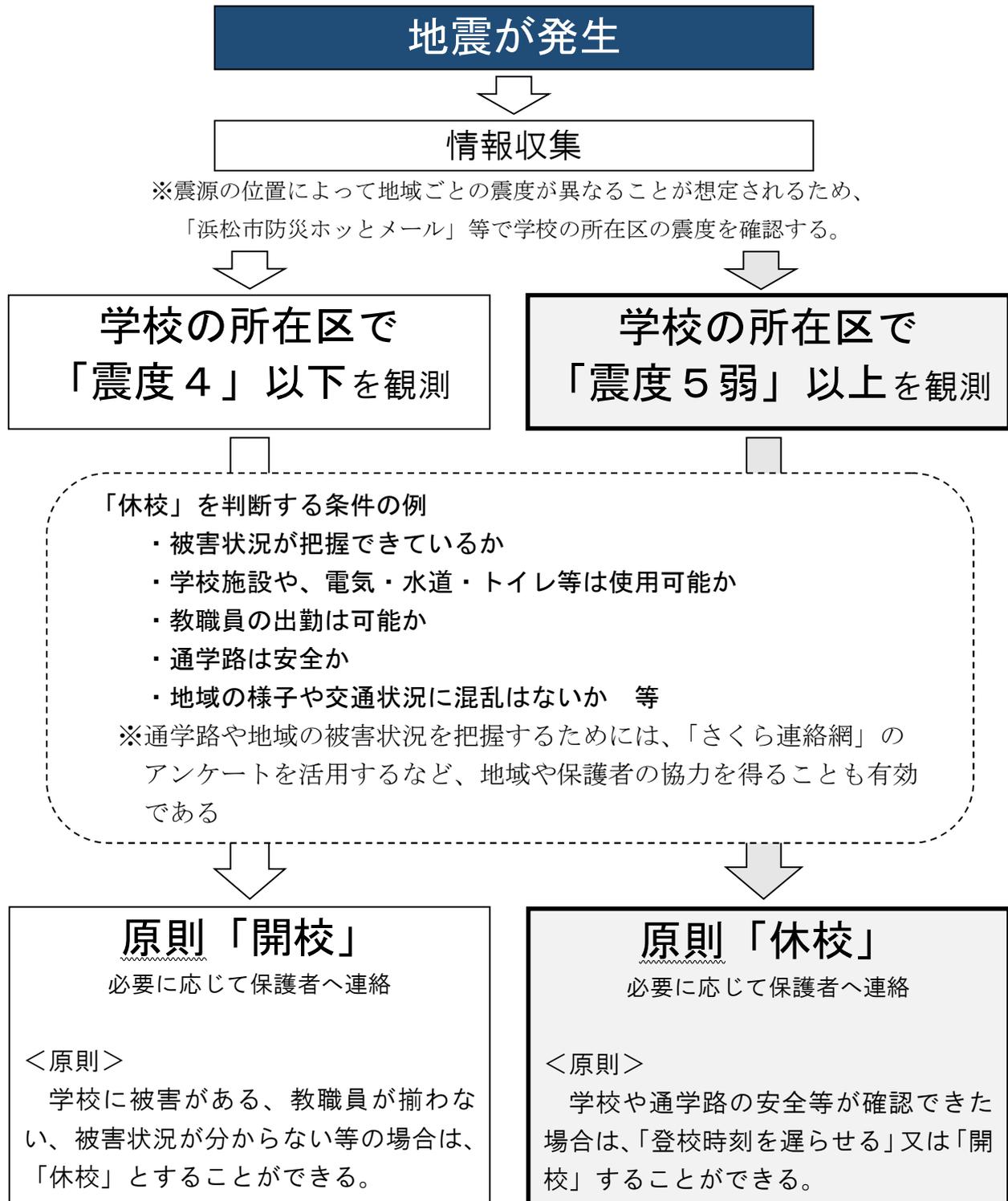
再生の場合 2

↓ がタンスが流れます

被災地の人の電話番号
(XXX)-XXX-XXXX

■地震発生に伴う学校の対処

(1) 登校前

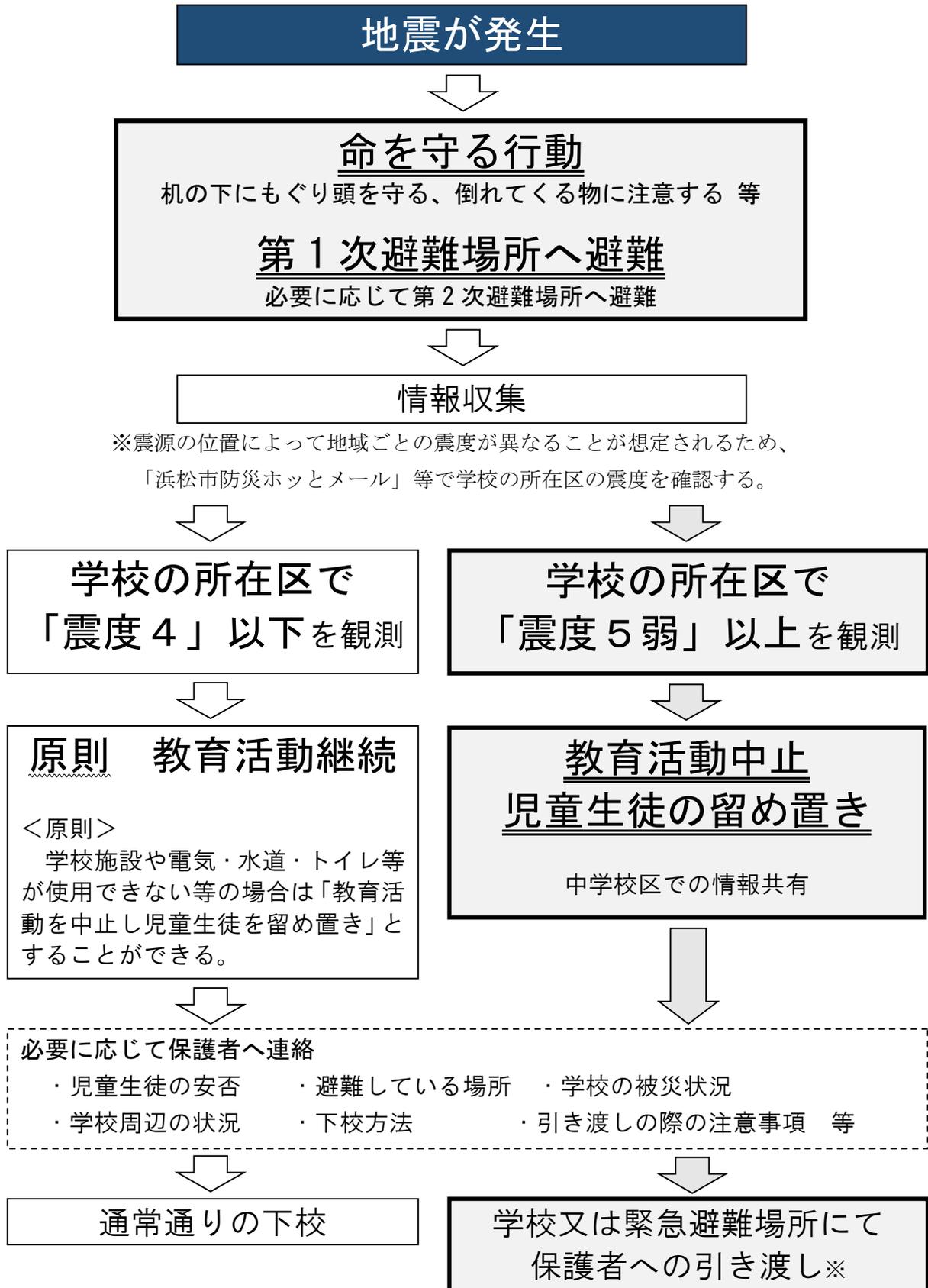


※できる限り中学校区で対応を統一できるよう検討する。

※「休校」の判断後に登校してきた児童生徒がいる場合は、学校に留め置いた上で保護者と連絡を取り、学校で引き渡しをする。

※教育委員会は、必要に応じて学校（校長会）と学校運営について検討する。

(2) 在校中（登下校中、夕方や休日の部活動中も含む）



※地震災害の場合は、学校で児童生徒の安全を確保し、確実に保護者に引き渡すことが望ましいが、通学路や地域の安全が確認できている場合であれば、集団下校等とすることができる。

対応基準

(2) 南海トラフ地震編

1 南海トラフ地震とは

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」という。この南海トラフ沿いのプレート境界を震源とする大規模な地震が「南海トラフ地震」である。南海トラフ地震は、おおむね100～150年間隔で繰り返し発生しているが、その発生間隔には、ばらつきがあり、震源域の広がり方には多様性があることが知られている。

昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震の切迫性が高まってきている。

2 「南海トラフ地震臨時情報」が発表される条件

(発表条件)



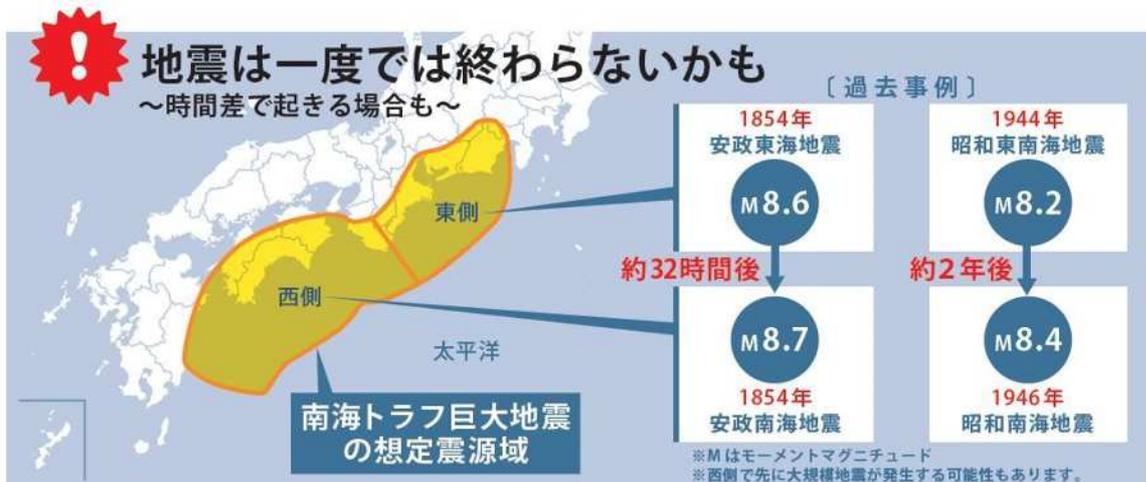
南海トラフ地震 臨時情報

キーワード	調査中	■ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ■ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
	巨大地震警戒	■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震注意	■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合



南海トラフ地震 関連解説情報

- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
- 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）



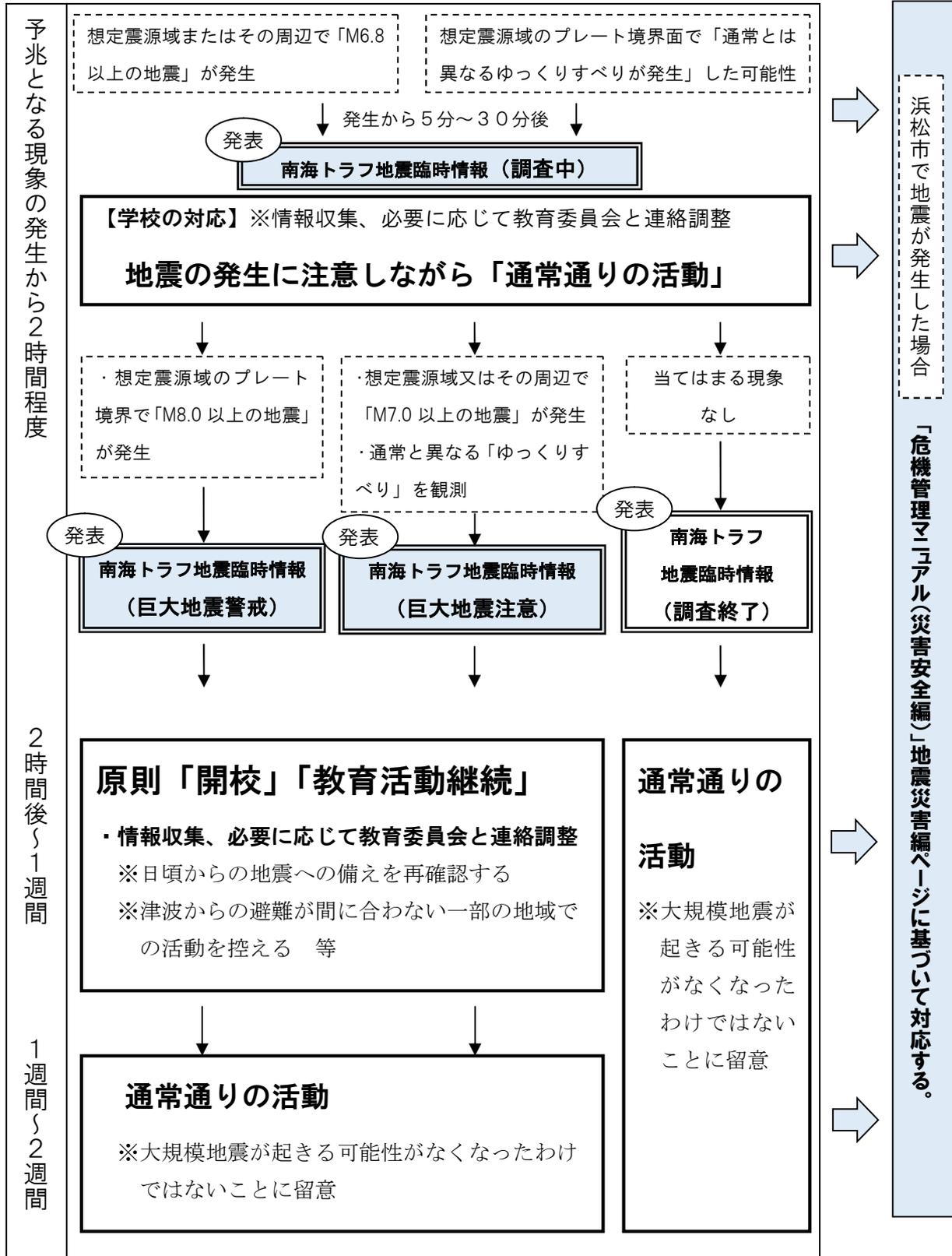
<気象庁リーフレット「南海トラフ地震 ―その時の備え―」より抜粋>

■ 「南海トラフ地震臨時情報」 発表に伴う学校の対応

南海トラフ地震に関する情報は、[気象庁「南海トラフに関する情報発表ページ」](#)やテレビ、ラジオ等から確認する。



学校の対応



対処基準

(3) 津波災害編

津波に関する情報

■津波に関する情報

携帯電話、防災ホットメール、同報無線、テレビ、ラジオ 等

津波注意報、津波警報、大津波警報の発令、沿岸部の地域への注意喚起

■浜松市「津波浸水深マップ」



静岡県第4次地震被害想定レベル2における「防潮堤あり・なし」の津波想定浸水域を地図上で確認することができる。

■静岡地方気象台 防災気象情報ポータル

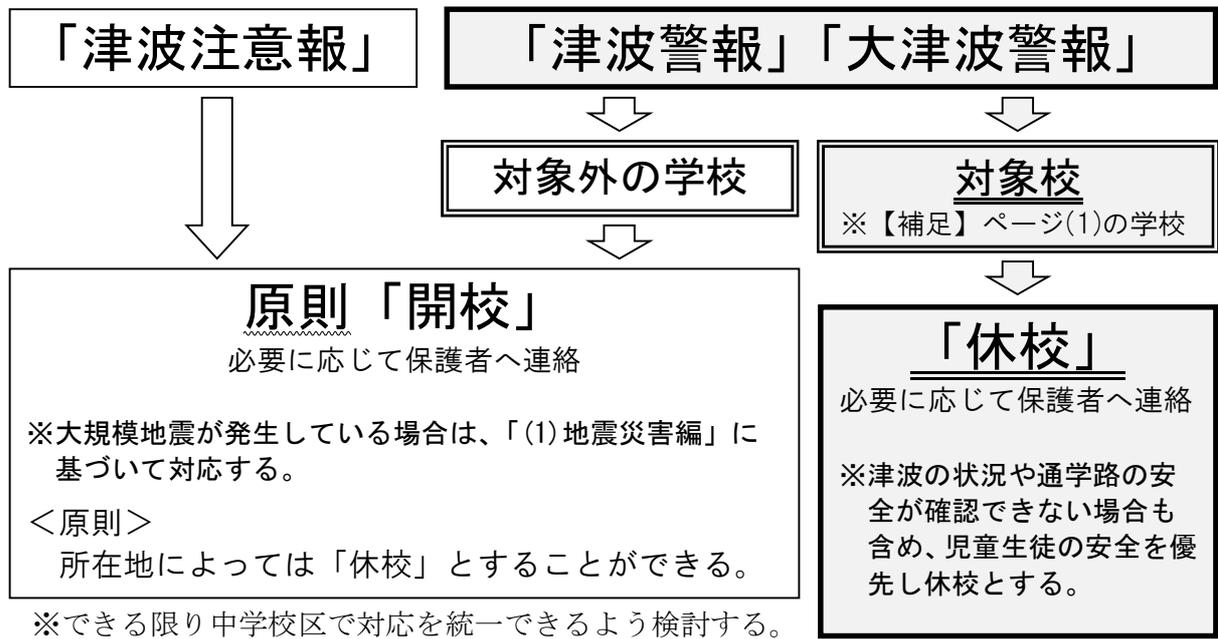


津波警報・津波注意報等に関する情報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m以上	巨大	<ul style="list-style-type: none"> 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5mから10m		
		3mから5m		
		 3秒吹鳴らし 2秒休止 ×9回		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1mから3m	高い	<ul style="list-style-type: none"> 標高の低いところでは津波が遅い浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2mから1m	表記しない	<ul style="list-style-type: none"> 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。
		 10秒吹鳴らし 2秒休止 ×9回		

■ 「津波警報」等の発表に伴う学校の対処

(1) 登校前



(2) 在校中



【補足】

1 対象校

「浜松市津波避難計画（令和元年6月）」に示された「安政東海地震における推定津波浸水域」と「静岡県第4次地震被害想定に基づく南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波想定区域」を合わせた避難対象地区に所在する学校を対象校とする。

（1）避難対象地区に所在する学校

対象校は、浜松市「津波浸水深マップ」をとおして、自校の学区や敷地内の浸水想定域、浸水深を確認する。

※下線は、学校敷地内に浸水するおそれがある学校

中学校区	中学校	小学校（幼稚園）	中学校区	中学校	小学校（幼稚園）
舞 阪	舞阪	舞阪（舞阪）	江 南	江南	砂丘 南の星（南の星）
雄 踏	雄踏	雄踏	篠 原	篠原	篠原
入 野	入野	入野 西都台 大平台	庄 内	庄内	庄内 村櫛（北庄内）（村櫛）
東 部	東部	相生	神久呂	神久呂	神久呂（神久呂）
西 部	西部	県居	南 陽	南陽	芳川 芳川北（芳川）
南 部	南部	白脇（白脇）	東 陽	東陽	芳川 河輪（芳川）
富 塚	富塚	富塚 富塚西	可 美	可美	可美（可美）
江 西	江西	浅間	新 津	新津	新津 砂丘
湖 東	湖東	伊佐見 和地 （伊佐見）（和地）	細 江	細江	気賀 西気賀 伊目 （西気賀）（中央）（伊目）
三ヶ日	三ヶ日	三ヶ日西 三ヶ日東 尾奈 （大崎）（尾奈）	19 校区	19 校	30 校（15 園）

（2）備考

上記に記載されていない学校であっても、浸水域にある学校と同じ中学校区に所在していたり、隣接していたりする学校については、必要に応じて「津波災害編」と同様の対処を検討する。

対処基準

(4) 気象情報編(大雨・台風等)

気象情報に関する情報

■浜松市防災ホッとメール

浜松市における最新の災害情報を発信(警報・注意報、緊急避難場所の開設状況等)

■静岡地方気象台 防災気象情報ポータル



天気予報、発表されている警報・注意報、アメダス、降水ナウキャスト等

■気象庁「キキクル(雨雲の動き)」



1時間後までの雨雲の動き、現在の危険度分布図(浸水・土砂・洪水)
「線状降水帯の発生」「記録的短時間大雨情報」等の発表

■サイポスレーダー(静岡県土木総合防災情報)



観測データ(河川の水位等)、気象情報

休校の基準となる気象情報

特別警報	【市内すべての学校】 ・暴風特別警報 ・大雨特別警報 ・大雪特別警報 ・暴風雪特別警報
警報	【遠州南・浜松市南部(中央区、浜名区)に所在する学校】 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・大雪警報 【遠州北・浜松市北部(天竜区)に所在する学校】 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・大雪警報 ・大雨警報(土砂災害、浸水害、土砂災害・浸水害) ・洪水警報

※学区が遠州灘沿岸又は浜名湖湖畔沿いに面する学校は、「高潮警報」「高潮特別警報」が発令された際には、登下校等の安全に十分注意する。

■大雨・台風等に係る気象情報の発表に伴う学校の対処

(1) 登校前

【前日まで】

翌日に暴風や大雨による影響が見込まれる場合

- ・ 中学校区で、休校や登校時刻の変更等の対応について確認
- ・ 予定されている行事や校外学習等の実施について検討
- ・ 状況に応じて、学校の運営予定や登下校時の安全確保等について保護者へ連絡

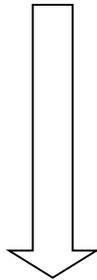
※市内全域に大きな影響があると見込まれた場合、教育委員会が全校もしくは一部地域の学校へ休校の措置を講じることがある。



当日の●時●●分の時点



学校の対象地区に
「警報」や「特別警報」
の発表なし



原則「開校」

必要に応じて保護者へ連絡

＜原則＞

警報等が発表されていない状況であっても、暴風雨や通学路の冠水、土砂災害の危険等が想定される場合は、「始業時刻を遅らせる」又は「休校」とすることができる。



遠州南・浜松市南部
(天竜区以外)の学校

＜警報＞

- ・ 暴風 ・ 大雪
- ・ 暴風雪

＜特別警報＞

- ・ 大雨 ・ 暴風
- ・ 大雪 ・ 暴風雪

遠州北・浜松市北部
(天竜区)の学校

＜警報＞

- ・ 大雨 ・ 洪水
- ・ 暴風 ・ 大雪
- ・ 暴風雪

＜特別警報＞

- ・ 大雨 ・ 暴風
- ・ 大雪 ・ 暴風雪

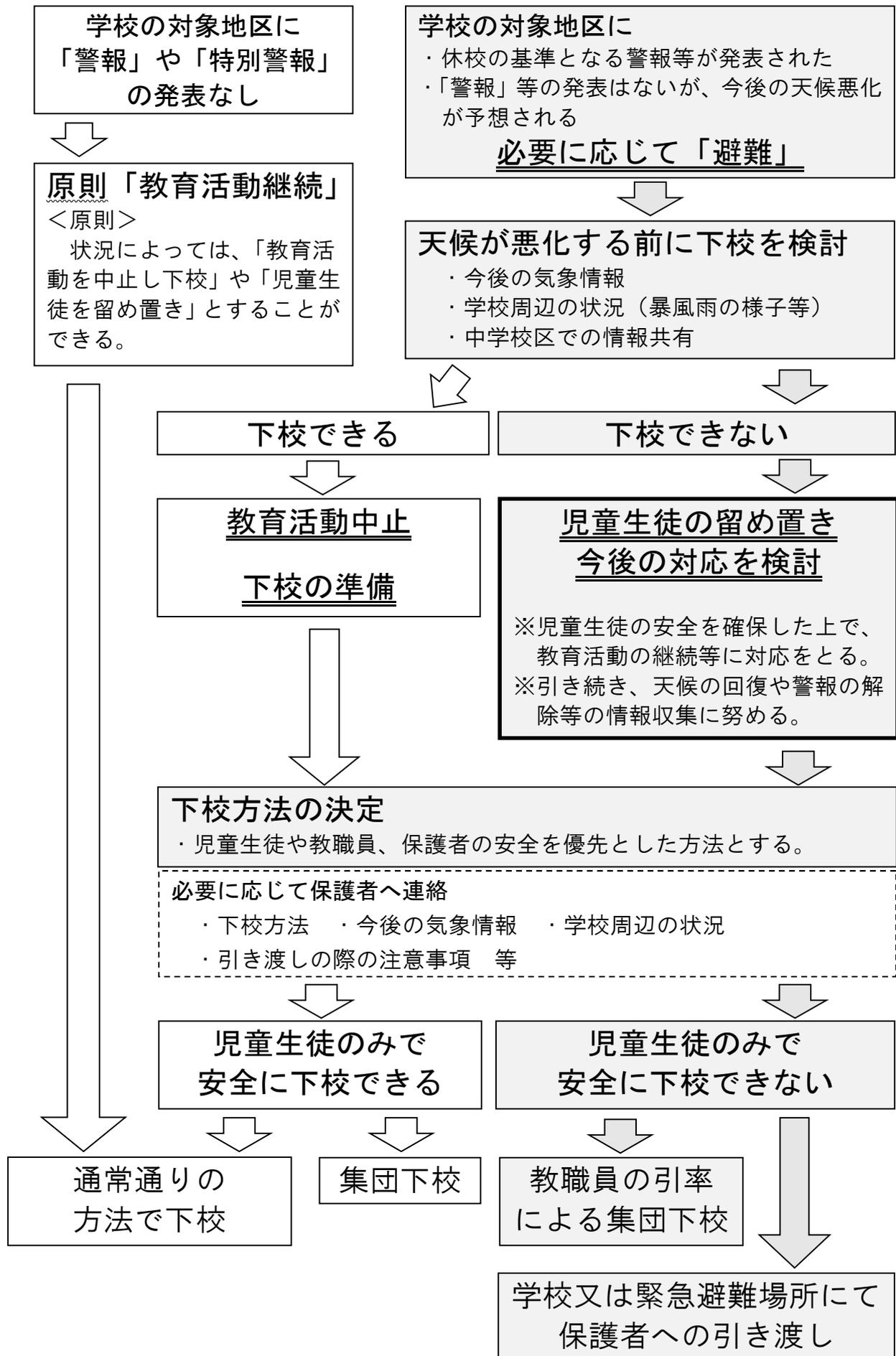


「休校」

必要に応じて保護者へ連絡

※できる限り中学校区で対応を統一できるよう検討する。

(2) 在校中



【参考資料】雷・竜巻に関する情報

発達した積乱雲がもたらす落雷や竜巻等の突風については、局地的な短時間の現象であり、場所と時間を特定した予測が困難である。

学校は、気象情報に注意し、天候の急変などの場合には、活動を中止して避難したり、計画を変更したりするなど、児童生徒の安全を確保する。

(1) 落雷・竜巻等突風の予兆



(2) 情報の収集

- ・「浜松市防災ホットメール」で「雷注意報」「竜巻注意情報」を受診
- ・「雷ナウキャスト」「竜巻発生確度ナウキャスト」で位置情報を確認



<QRコード：気象庁ナウキャスト>

(3) 避難行動の例

	予想される状況	避難行動の例
雷に関する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・雷注意報の発表 ・真っ黒い雲が近付き、周囲が急に暗くなる。 ・大粒の雨や雹が降り出す。 ・雷鳴、雷光を確認した。 ・近くに雷が落ちた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>速やかに建物の中に避難する。</u> ○<u>運動場、プール、屋外での校外学習等での活動は直ちに中止し避難する。</u> ※近くに避難する場所がない場合は、高い木から離れ、できるだけ姿勢を低くする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・雷が止む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○雷鳴が止んでから20分程度は落雷の危険性があるため、安全な場所で待機する。

	予想される状況	避難行動の例
竜巻に関する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・竜巻注意情報の発表 ・漏斗状の雲が現れた。 ・ジェット機のような轟音が聞こえる。 ・耳に異常を感じるほどの気圧の変化を感じる。 ・竜巻等突風が接近している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>屋外にいる場合は、空の様子に注意し、早めに建物の中に避難する。</u> ○<u>屋内にいる場合は、窓やカーテンを閉め、窓からできるだけ離れた場所で身を守る。</u> ※テントや樹木等が倒壊したり飛ばされたりする可能性があるため、飛散物の接近にも注意する。

対処基準

(5) 避難情報編 (I)

河川の氾濫

避難情報及び河川の氾濫に関する情報

■ 浜松市防災ホッとメール

浜松市における最新の災害情報を発信（避難情報、緊急避難場所の開設状況等）

■ 浜松市の避難情報に係る緊急速報通知

携帯電話・スマートフォン等

避難情報、緊急避難場所の開設状況等

■ 浜松市防災マップ



河川別のハザードマップによる洪水浸水想定区域や想定される浸水の深さ 等

■ 静岡地方気象台 防災気象情報ポータル



指定河川洪水予報、川の防災情報（水位等）等

■ 気象庁「キキクル（洪水）」



「キキクル（浸水）」



氾濫の危険がある河川、浸水の危険がある地域の確認

■ サイポスレーダー（静岡県土木総合防災情報）



洪水予報、水位到達情報、水位情報、ライブカメラ

■ 浜松市土木防災情報システム



河川ライブカメラ（安間川、馬込川、新川、芳川、高塚川、堀留川、堀留運河 等）

■ 天竜川のようにす



浜松河川国道事務所が管理している天竜川のカメラ画像

■ 同報無線、広報車

浜松市における最新の避難情報を発信

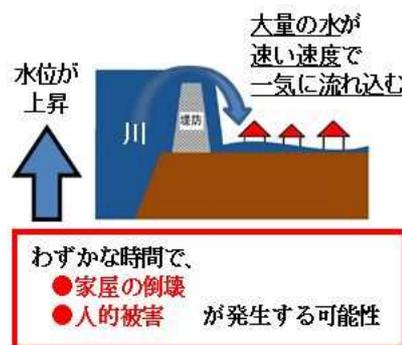
— 避難情報編 (I) —

河川の氾濫【A】外水氾濫系

外水氾濫とは？

川の水が堤防から溢れるまたは、川の堤防が破堤した場合に起こる洪水。

大量の流れの速い氾濫流が一気に市街地に流入し、短時間で居住地の浸水被害が起こるため、人的被害を伴う大きな災害になるおそれがある。



避難情報が発令される地区・町字名

水系	河川名	対象区	地区名 (町字名)	
天竜川水系	天竜川	中央区	※天竜川氾濫に伴う避難情報は、区ごとに発令される。学校は、校区における天竜川の洪水浸水想定域 (想定最大規模) 及び浸水深を確認する。	
		浜名区 (旧北区を除く) 天竜区		
	安間川	中央区		江東 (名塚町)
				笠井、和田、長上、中ノ町、蒲、積志 (大島町、中郡町) 飯田、芳川 (石原町、金折町、西伝寺町、芳川町、本郷町、安松町)
		浜名区		北浜 (寺島、善地)
	阿多古川	天竜区		天竜上阿多古 (東藤平、西藤平大沢、西藤平白野、西藤平上落合、西藤平下落合)、天竜熊、天竜下阿多古
	二俣川			天竜光明、天竜二俣
気田川	春野町 (気田、犬居)、水窪町山住 (門桁)、天竜竜川、天竜小川松間、天竜小川中島			
水窪川	佐久間町 (山香、城西)、水窪町 (奥領家、地頭方)			
馬込川水系	馬込川	中央区	駅南、江東、江西、曳馬、アクト、北、中央、県居、城北、西	
			長上、積志、蒲、和田	
		浜名区	白脇、新津、飯田、芳川、可美 浜名、北浜、亀玉	
	芳川	中央区	江東、駅南 (北寺島町)、曳馬 (茄子町、細島町) アクト (船越町、中央二丁目、中央三丁目) 蒲、長上 (天王町、中田町、原島町)、和田 (和田町) 白脇、芳川、五島 (西島町)、飯田 (青屋町、三和町、渡瀬町)	
都田川水系	都田川	浜名区	都田、細江、引佐 (11、13、14、16 区)	
	井伊谷川		細江 (8 区、小野、下村、清水、呉石、上町、跡川、刑部、祝田、広岡、石岡) 引佐 (3~7 区、13、14 区、花平、伊平)	
	釣橋川		三ヶ日 (上神、下神、西町、西天、摩訶耶、岡本、東天、宇志、御菌、只木、鶴代)	

■避難情報発令に伴う学校の対処（Ⅰ）河川の氾濫

【A】外水氾濫系

(1) 登校前

【前日まで】

河川の水位上昇につながる大雨の情報

- ・大雨が続いている
- ・線状降水帯の発生、記録的短時間大雨情報、前線の停滞、台風接近などの予報の発表

※中学校区で、休校や登校時刻の変更等の対応について確認
 ※予定されている行事や校外学習等の実施について検討
 ※状況に応じて、学校の運営予定や登下校時の安全確保等について保護者へ連絡

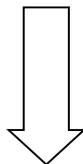
※市内全域に大きな影響があると見込まれた場合、教育委員会が全校もしくは一部地域の学校へ休校の措置を講じることがある。



当日の●時●●分の時点



学校の対象地区に
「避難情報」の発令なし



原則「開校」

必要に応じて保護者へ連絡

<原則>

避難情報が発令されていない状況であっても、通学路の冠水や土砂災害の危険等が想定される場合は、「始業時刻を遅らせる」又は「休校」とすることができる。



学校の対象地区に「避難情報」発令

- ・警戒レベル3「高齢者等避難」
- ・警戒レベル4「避難指示」
- ・警戒レベル5「緊急安全確保」



「休校」

必要に応じて保護者へ連絡

※できる限り中学校区で対応を統一できるよう検討する。

(2) 在校中

今後の大雨等への対処として、天候悪化前の下校等を検討する場合は、
「気象情報編(大雨・台風等)(2)在校中ページ」を参考とする



「ゲリラ豪雨」や「線状降水帯」等の発生
「大雨警報」や「記録的短時間大雨情報」等の発表

大雨により、河川の水位が上昇



学校の対象地区に「避難情報」発令

警戒レベル3 警戒レベル4 警戒レベル5
高齢者等避難 → 避難指示 → 緊急安全確保

必要に応じて「避難」または「安全確保」

【発令時の注意事項】

- ・雨の降り方や地域の冠水等の状況は、学校の所在地によって異なるため、児童生徒等の安全を最優先し、学校の実情に応じた判断・対処とする。また、関係する中学校・小学校・幼稚園で情報共有に努める。
- ・警戒レベル4「避難指示」、または警戒レベル5「緊急安全確保」の発令中は、下校時に危険が伴う。特に、学区に浸水想定区域を含む学校は、児童生徒を急いで下校させずに学校へ留め置き、今後の対応や保護者連絡等について検討を進める。



情報収集

- ※今後の雨量や河川の水位、避難情報等を把握する
例) 大雨が続き、警戒レベルが上がるのが予想される
- ※地域の冠水箇所や危険箇所等を把握する
例) 安全を優先して通学路を確認する、保護者等から情報を得る



【気象庁キキクル】
雨雲レーダー等の情報



【浜松市土木防災情報システム】
現在の河川の水位等の情報

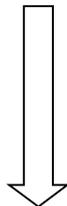
保護者へ連絡



下校できる



下校できない



教育活動を継続しながら情報収集
下校時刻であれば児童生徒の留め置き

保護者へ連絡



下校時刻、下校方法を決定

※教育活動を中止して下校時刻を早める場合は、帰宅できない児童生徒や迎えに来られない保護者に配慮し、該当児童生徒を留め置く等の対応をとる



状況の改善

※天候の回復、避難情報の解除、通学路の安全確認等

保護者へ連絡



通常通りの方法で下校



集団下校

※必要に応じて教職員の引率等



保護者への引き渡し

※通学路の状況や下校の時間帯など、児童生徒の安全に配慮する必要がある場合

【補足】

対象河川ごとの避難情報発令地区に所在する学校

※下線は、学校の敷地内に浸水想定区域を含む学校

※(町名)がある場合は、地区全体ではなく町単位にのみ避難情報が発令される。

※対象校は、浜松市「防災マップ」をとおして自校の敷地内や学区の浸水想定域や浸水深を確認する。

(1) 天竜川

※天竜川の氾濫に係る避難情報は、区ごとに発令される。

※白脇小(南区)、相生小(中区)は、中学校と所在する区が異なる。

区	中学校	小学校	幼稚園	区	中学校	小学校	幼稚園	
中央区(旧中区)	西部	梶居、鴨江、西		中央区(旧南区)	東部	飯田、 <u>相生</u> (中区)	飯田	
	南部	竜禅寺、 <u>双葉</u> <u>白脇</u> (南区)	白脇		新津	<u>新津</u> 、 <u>砂丘</u>		
	中部	中部			可美	<u>可美</u>	可美	
	八幡	<u>東</u> 、 <u>船越</u>			江南	<u>砂丘</u> 、 <u>南の星</u>	南の星	
	曳馬	<u>曳馬</u> 、 <u>上島</u>			東陽	<u>河輪</u> 、 <u>芳川</u>		
	江西	<u>浅間</u> 、 <u>双葉</u>			南陽	<u>芳川</u> 、 <u>芳川北</u>	芳川	
	佐鳴台	佐鳴台			浜名	<u>浜名</u> 、 <u>内野</u>	小松、平口 内野	
中央区(旧東区)	与進	<u>与進</u> 、 <u>与進北</u>	与進	浜名区(旧浜北区)	北浜	<u>北浜</u> 、 <u>北浜南</u> <u>伎倍</u>	北浜南	
	天竜	<u>和田</u> 、 <u>中ノ町</u> 、 <u>和田東</u>	和田 中ノ町		浜北北部	<u>中瀬</u> 、 <u>赤佐</u>	中瀬、上島 赤佐、赤佐西	
	笠井	<u>豊西</u> 、 <u>笠井</u>	豊西 笠井		北浜東部	<u>北浜東</u> 、 <u>北浜北</u>	北浜東 北浜北 北浜中央	
	丸塚	<u>佐藤</u> 、 <u>蒲</u>			亀玉	<u>新原</u>	新原	
	積志	<u>積志</u> 、 <u>有玉</u>	橋爪 有玉		天竜区	清竜	<u>二俣</u> 、 <u>下阿多古</u>	二俣 下阿多古
	中郡	<u>大瀬</u> 、 <u>中郡</u>	万斛			光が丘	<u>光明</u> 、 <u>横山</u>	光明、竜川
中央区(旧西区)	入野	<u>入野</u>		佐久間	<u>佐久間</u> 浦川	<u>佐久間</u> 、浦川		
	篠原	<u>篠原</u>						
	舞阪	<u>舞阪</u>	舞阪					

(2) 馬込川

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
中央区	駅南地区	南部	竜禅寺、双葉	白脇
	江東地区	東部、丸塚、八幡	相生、佐藤、東	
	曳馬地区	曳馬、八幡	曳馬、上島、船越	
	アクト地区	八幡、中部	東、船越、中部	
	江西地区	江西	浅間、双葉	
	北地区	中部	中部	
	中央地区	中部	中部	
	県居地区	西部	県居	
	城北地区	北部、蜷塚	追分、城北、広沢	
	西地区	西部	鴨江、西	
	長上地区	与進、中郡	与進、与進北、大瀬	与進
	積志地区	積志、中郡	積志、有玉、中郡、大瀬	橋爪、有玉、万斛
	和田地区	天竜	和田、和田東	和田
	蒲地区	丸塚	蒲	
	飯田地区	東部	飯田	飯田
	芳川地区	南陽、東陽	芳川、芳川北	芳川
	白脇地区	南部、江南、東部	白脇、竜禅寺、砂丘、相生	白脇
	新津地区	新津	新津、砂丘	
可美地区	可美	可美	可美	
浜名区	北浜地区	北浜、北浜東部	北浜南、伎倍、北浜、北浜東、北浜北	北浜南、北浜東、北浜北、北浜中央
	浜名地区	浜名	浜名、内野	小松、平口、内野
	鹿玉地区	鹿玉	新原、鹿玉	宮口、新原

(3) 安間川

※(町名)がある場合は、地区全体ではなく、町単位にのみ避難情報が発令される。

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
中央区	江東地区(名塚町)	東部	相生	
	長上地区	与進、中郡	与進、与進北、大瀬	与進
	積志地区(大島町、中郡町)	中郡	中郡、大瀬	橋爪、万斛
	和田地区	天竜	和田、和田東	和田
	中ノ町地区	天竜	中ノ町	中ノ町
	蒲地区	丸塚	蒲	
	笠井地区	笠井	笠井、豊西	笠井、豊西
	飯田地区	東部	飯田	飯田
芳川地区(石原町、金折町、西伝寺町、芳川町、本郷町、安松町)	南陽、東陽	芳川、芳川北	芳川	
浜名区	北浜地区(寺島、善地)	北浜、北浜東部	北浜、北浜南、北浜東	北浜南、北浜東、北浜中央

(4) 芳川

※(町名)がある場合は、地区全体ではなく、町単位にのみ避難情報が発令される。

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
中央区	江東地区	東部、丸塚、八幡	相生、佐藤、東	
	駅南地区(北寺島町)	南部	竜禅寺	
	曳馬地区(茄子町、細島町)	八幡	船越	
	アクト地区(船越町、中央二丁目、中央三丁目)	八幡	船越、東	
	長上地区(天王町、中田町、原島町)	与進	与進、与進北	与進
	和田地区(和田町)	天竜	和田	和田
	蒲地区	丸塚	蒲	
	飯田地区(青屋町、三和町、渡瀬町)	東部	飯田	飯田
	五島地区(西島町)	江南	南の星	南の星
	芳川地区	南陽、東陽	芳川、芳川北	芳川
	白脇地区	南部、江南、東部	白脇、竜禅寺、砂丘、相生	白脇

(5) 都田川

※(町字名)がある場合は、地区全体ではなく、町字単位にのみ避難情報が発令される。

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
浜名区	都田地区	都田	都田、都田南	
	細江地区	細江	中川、気賀、西気賀、伊目	中央、中川、高台、西気賀、伊目
	引佐地区	11、13、14、16区 引佐南部	※自治会単位 金指	※自治会単位 金指

(6) 井伊谷川

※(町字名)がある場合は、地区全体ではなく、町字単位にのみ避難情報が発令される。

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
浜名区	引佐地区	3、4、5、6、7、13、14区、花平、伊平区 引佐南部	※自治会単位 金指、井伊谷	※自治会単位 金指、引佐、伊平、奥山
	細江地区	細江町(8区、小野、下村、清水、呉石、上町、跡川、刑部、祝田、広岡、石岡) ※自治会単位		
		細江	中川、気賀、西気賀	中央、中川、高台、西気賀

(7) 釣橋川

※(町字名)がある場合は、地区全体ではなく、町字単位にのみ避難情報が発令される。

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
浜名区	三ヶ日地区	三ヶ日町(上神、下神、西町、西天、摩訶耶、岡本、東天、宇志、御菌、只木、鶴代) ※自治会単位		
		三ヶ日	三ヶ日西、三ヶ日東、平山、尾奈	大崎、平山、尾奈

(8) 阿多古川

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
天竜区	熊地区	清竜	熊	熊
	下阿多古地区	清竜	下阿多古	下阿多古
	上阿多古地区	東藤平、西藤平大沢、西藤平白野、西藤平上落合、西藤平下落合		
		清竜	上阿多古	上阿多古

(9) 二俣川

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
天竜区	光明地区	光が丘	光明	光明
	二俣地区	清竜	二俣	二俣

(10) 気田川

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
天竜区	天竜	竜川地区(小川松間、小川中島)		
		光が丘	横山	竜川
	春野町(気田、犬居)	春野		
		春野	気田、犬居	気田、犬居
	水窪町(山住門桁)	水窪		
水窪		水窪		

(11) 水窪川

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
天竜区	佐久間町(山香、城西)	佐久間		
		佐久間	佐久間	佐久間
	水窪町(奥領家、地頭方)	水窪		
水窪		水窪		

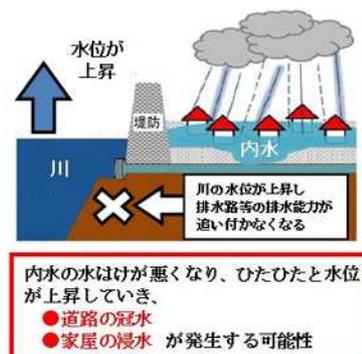
— 避難情報編 (I) —

河川の氾濫【B】内水氾濫系

内水氾濫とは？

下水道や排水路などから水が溢れる浸水。

大雨等により、主要な河川や排水路に短時間で一気に雨水が流入することで、排水路や下水管の雨水処理能力が低下し、家屋の浸水や道路の冠水、交通機能の障害などが起こるおそれがある。



高塚川 西から東へ、篠原地区、可美地区、新津地区、江西地区を通り馬込川へ合流している。高塚川に流れ込む排水路「浅田8号排水路（江西）」に内水氾濫の危険がある。

堀留川 東から西へ、可美地区、入野地区を通り新川へ合流している。堀留川に流れ排水路「堀留運河（南伊場、東伊場）」「鴨江排水路（西伊場、鴨江）」「蜷塚排水路（佐鳴台）」に内水氾濫の危険がある。

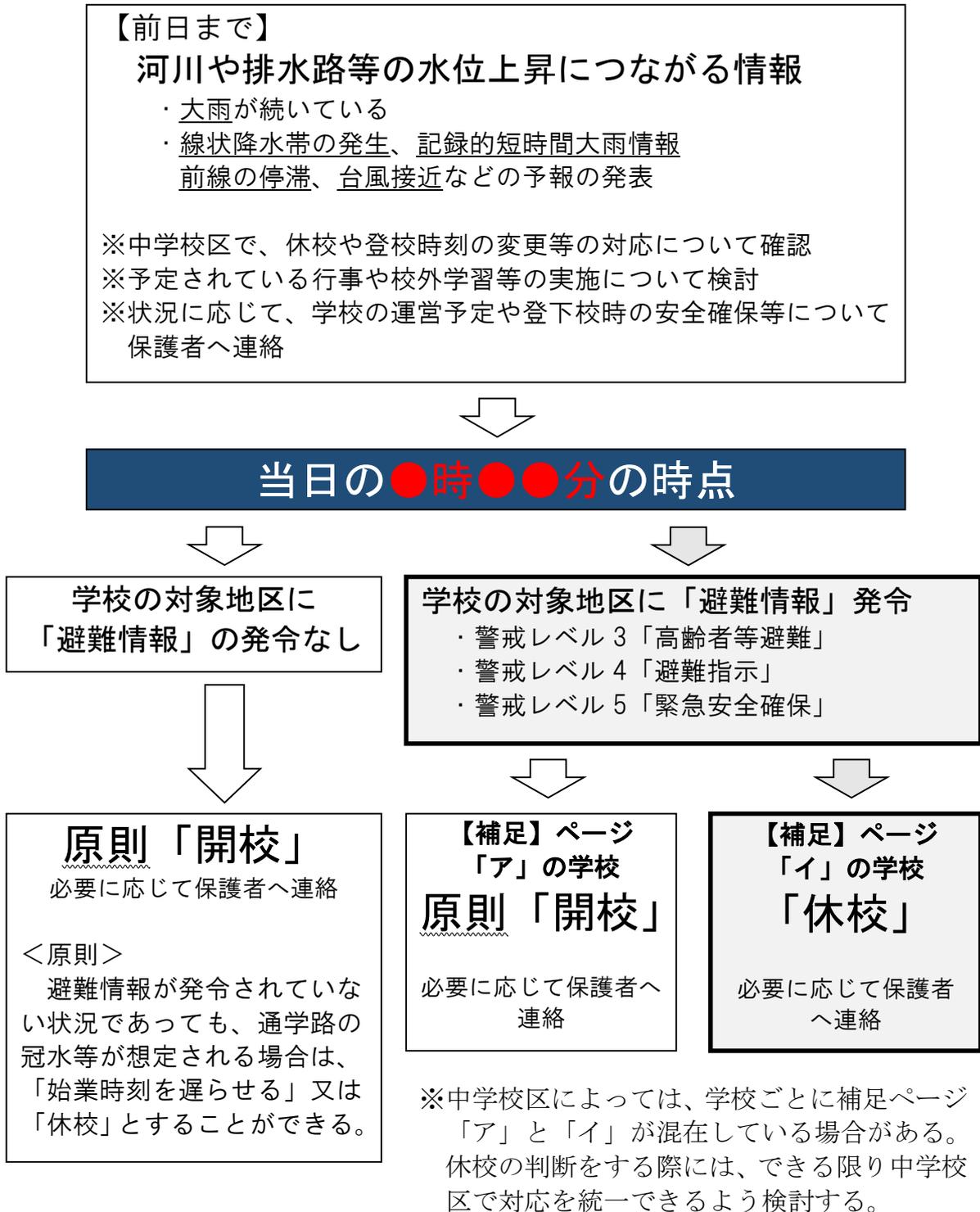
内水氾濫の危険により避難情報が発令される地区・町字名

河川名	区	発令地区	「避難情報」の発令単位
高塚川	中央区	江西	江西地区
		篠原	篠原町
		白脇	白羽町
		新津	新橋町、小沢渡町、田尻町、法枝町
		可美	可美地区
堀留川	中央区	西	西伊場町、鴨江二丁目、鴨江三丁目、南伊場町
		県居	東伊場一丁目、東伊場二丁目
		佐鳴台	佐鳴台一丁目
		江西	森田町
		入野	入野町
		可美	可美地区

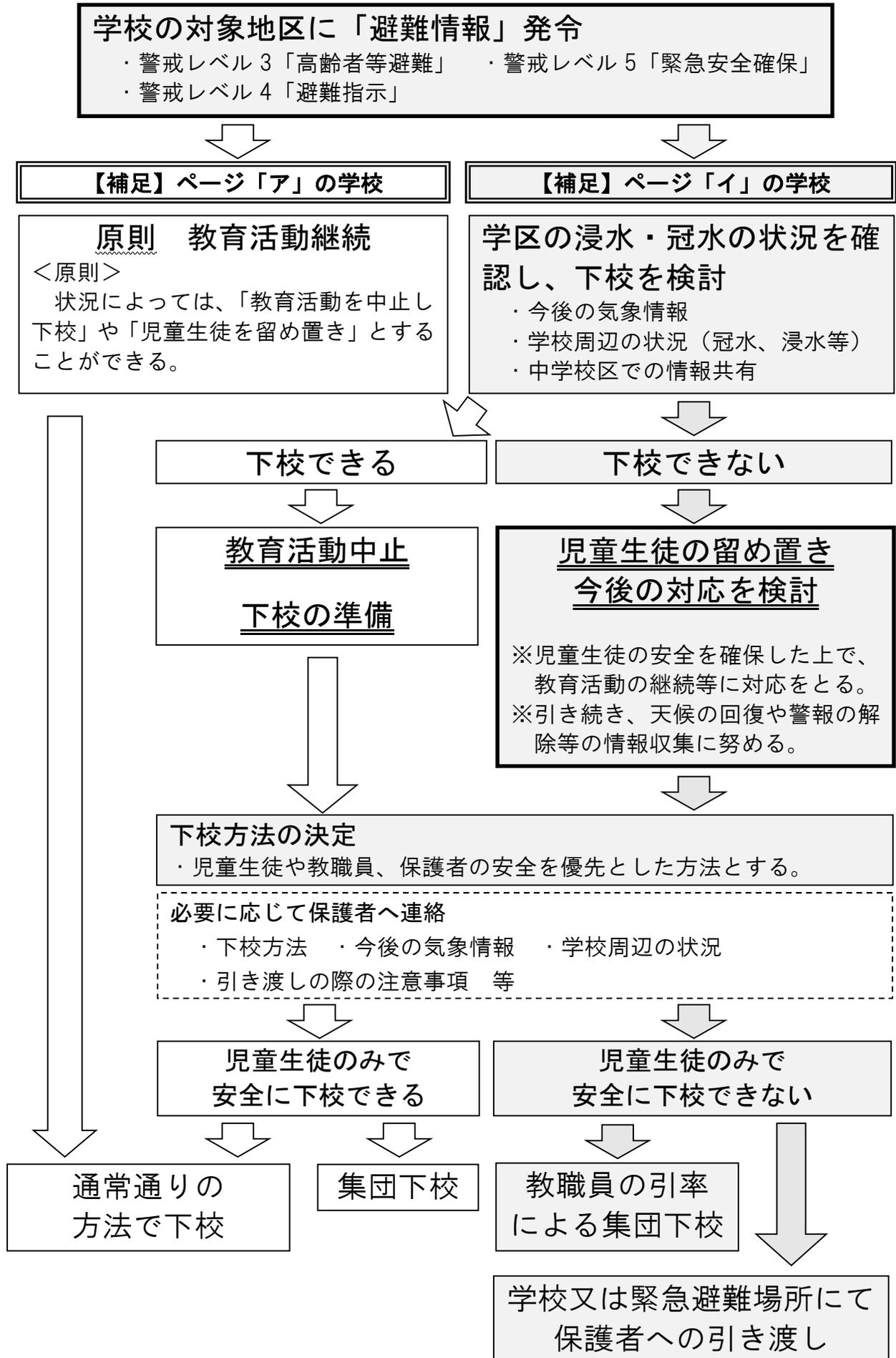
■避難情報発令に伴う学校の対処（Ⅰ）河川の氾濫

【B】内水氾濫系 ※浸水想定区域の広さや学校への影響、地域の実態を考慮し、学校によって「原則開校」又は「休校」等の基準を設定している。※【補足】ページ参照

(1) 登校前



(2) 在校中



【補足】

1 対象校

※避難情報は、(町名)がある場合は地区全体ではなく町単位にのみ発令される。

※対象校は、浜松市「防災マップ」をとおして自校の敷地内や学区の浸水想定域や浸水深を確認する。

※学校ごとに対処が異なるのは、学校の実態や立地、浸水想定区域等を考慮し、学校と教育委員会で調整・決定したため。(平成28年度)

(1) 高塚川

ア 避難情報の発令に対し、「原則 開校」とする学校

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
中央区	篠原地区(篠原町)	篠原	篠原	
	白脇地区(白羽町)	南部	白脇	白脇

イ 避難情報の発令に対し、「休校」とする学校

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
中央区	江西地区	江西	浅間 双葉	
	白脇地区(白羽町)	江南	砂丘	
	新津地区(新橋町、田尻町、法枝町、小沢渡町)	新津 江南	新津 砂丘	
	可美地区	可美	可美	可美

(2) 堀留川

ア 避難情報の発令に対し、「原則 開校」とする学校

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
中央区	西地区(鴨江三丁目)	西部	西	
	西地区(鴨江二丁目、西伊場町、南伊場町)	西部	鴨江	
	県居地区(東伊場一丁目、東伊場二丁目)	西部	県居	
	江西地区(森田町)	江西	浅間	
	佐鳴台地区(佐鳴台一丁目)	佐鳴台	佐鳴台	
	入野地区(入野町)	入野	入野 西都台	

イ 避難情報の発令に対し、「休校」とする学校

区	発令地区	中学校	小学校	幼稚園
中央区	可美地区	可美	可美	可美

対処基準

(6) 避難情報編(Ⅱ)

土砂災害

避難情報及び土砂災害に関する情報

■ 浜松市防災ホットメール

土砂災害警戒情報の発表、避難情報、緊急避難場所の開設状況 等

■ 浜松市の避難情報に係る緊急速報メール

携帯電話・スマートフォン等

避難情報、緊急避難場所の開設状況等

■ 浜松市防災マップ



土砂災害警戒区域の範囲、通行止めとなっている道路等の確認

■ 静岡地方気象台 防災気象情報ポータル

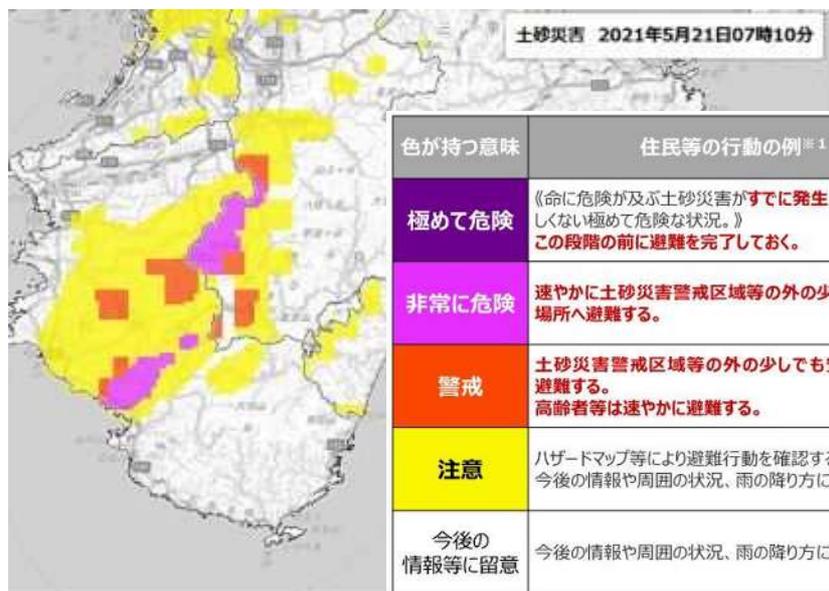


大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表 等

■ 気象庁「キキクル（土砂災害）」



土砂災害警戒判定メッシュ情報の確認



<気象庁「キキクル」の表示例>

■避難情報発令に伴う学校の対処（Ⅱ）土砂災害

(1) 登校前

【前日まで】

土砂災害の発生につながる情報

- ・大雨が続いている
- ・大雨警報、土砂災害警戒情報の発表
- ・線状降水帯の発生、前線の停滞、台風の接近などの発表

※中学校区で、休校や登校時刻の変更等の対応について確認

※状況に応じて、学校の運営予定や登下校時の安全確保等について保護者へ連絡

※市内全域に大きな影響があると見込まれた場合、教育委員会が全校もしくは一部地域の学校へ休校の措置を講じることがある。



当日の●時●●分の時点



学校の対象地区に「避難情報」発令

- ・警戒レベル3「高齢者等避難」
- ・警戒レベル4「避難指示」
- ・警戒レベル5「緊急安全確保」



学区に

土砂災害警戒区域を含む
※【補足】ページ「ア」の学校

原則「開校」

必要に応じて保護者へ連絡

<原則>

- ・「土砂災害警戒情報」の発表
- ・気象庁HP等のメッシュ情報

※気象庁「キキクル（土砂災害）」

これらの情報から土砂災害発生の危険度を確認し、状況によっては、「始業時刻を遅らせる」又は「休校」とすることができる。



敷地内に

土砂災害警戒区域がある
※【補足】ページ「イ」の学校

「休校」

必要に応じて保護者へ連絡

※中学校区によっては、学校ごとに補足ページ「ア」と「イ」が混在している場合がある。休校の判断をする際には、できる限り中学校区で対応を統一できるよう検討する。

※開校とした場合、通学路に土砂災害警戒区域が含まれるなど安全に登校することができない児童生徒については、必要に応じて個別に対応する。

(2) 在校中



1 対象校

ア 避難情報の発令に対し、「原則 開校」とする学校

(学区のいずれかに土砂災害警戒区域を含むが、学校敷地内には含まないため)

※対象校は、浜松市「防災マップ」をとおして、自校の敷地内や学区の土砂災害警戒区域を確認する。

区	発令地区名	中学校	小学校	幼稚園
中央区	西、県居	西部	県居、西	
	城北、萩丘	北部	追分、城北	
	城北	舘塚	広沢	
	萩丘	開成		花川
			萩丘、泉	
	富塚		富塚	
	佐鳴台	佐鳴台	佐鳴台	
	積志	積志	積志、有玉	橋爪、有玉、万斛
	神久呂	神久呂	神久呂	神久呂
	入野		入野、大平台	
	伊佐見、和地	湖東	伊佐見	伊佐見、和地
庄内	庄内	庄内	北庄内、村櫛	
雄踏	雄踏	雄踏	雄踏	
浜名区	都田、新都田	都田	都田、都田南	
	細江	細江	西気賀	中央、高台、中川、伊目、西気賀
	引佐		金指、井伊谷	金指、引佐、引佐北部みさと
	三ヶ日	三ヶ日	三ヶ日東	大崎、平山、尾奈
	浜名	浜名	浜名、内野	小松、平口、内野
	亀玉	亀玉	亀玉、新原	宮口、新原
	赤佐	浜北北部	中瀬、赤佐	中瀬、上島、赤佐、赤佐西
天竜区	天竜	二俣、光明、竜川、熊、阿多古		
		清竜	下阿多古	下阿多古、竜川
	春野	犬居、熊切、杉・川上、気田		
				気田
	佐久間	佐久間、山香、城西、浦川		
		浦川		
龍山			光明、竜川	

イ 避難情報の発令に対し、「休校」とする学校

(学校敷地内に土砂災害警戒区域を含んでいるため)

※対象校は、浜松市「防災マップ」をとおして、自校の敷地内や学区の土砂災害警戒区域を確認する。

区	発令地区名	中学校	小学校	幼稚園
中央区	中央、北	中部	中部	
	西		鴨江	
	富塚	富塚		
	菘丘	高台		
			花川	
	入野	入野	西都台	
	和地		和地	
庄内		村櫛		
浜名区	細江		気賀、伊目	
	引佐	引佐北部	引佐北部	
		引佐南部	奥山	伊平、奥山
	三ヶ日		三ヶ日西、尾奈、平山	
天竜区	天竜(二俣)		二俣	二俣
	天竜(光明)	光が丘	光明	光明
	天竜(阿多古)		上阿多古	上阿多古
	天竜(熊)		熊	熊
	天竜(竜川)		横山	
	春野(犬居)	春野	犬居	犬居
	春野(気田)		気田	気田
	水窪(水窪、門桁)	水窪	水窪	
	佐久間(佐久間、山香、城西)	佐久間	佐久間	佐久間
	佐久間(浦川)			浦川

対処基準 (7) 停電編

停電に関する情報

■ 中部電力「停電中の地域・復旧中の地域に関する情報」



停電情報

台風などの災害時に県・市町村別の停電に関する情報を掲載します。

中部電力からのお知らせ

ただいま、広域にわたる停電は発生していません。



地域選択（県）

停電情報を確認する県を選択して下さい。

愛知県

三重県

岐阜県

静岡県

長野県



停電に関するお問い合わせ

Tel : 0120-985-232
受付時間：年中無休

市町村別停電戸数の記録（毎正時断面）

停電中の地域

現在、広域にわたる停電は発生していません。

[>ご利用にあたって（免費要項）](#)

復旧済の地域

過去7日間の停電復旧情報を掲載しております。

停電となりましたお客さまには大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

発生日時	復旧日時	復旧地域	復旧戸数	理由
9月30日 18時20分	10月4日 14時45分	浜松市西区 大久保町、大人見町、古人員町、佐浜町、鎌倉町山崎の一部	2600戸	風雨・水害の影響

■暴風や事故等による停電発生に伴う学校の対処

(1) 登校前

当日の●時●●分の時点



学校または地域に停電が発生

※大規模地震が発生している場合は「(1)地震災害編」に基づいて対応する。
 ※市内全域に大きな影響があると見込まれた場合、教育委員会が全校もしくは一部地域の学校へ休校の措置を講じることがある。



原則「休校」

必要に応じて、「さくら連絡網」等を利用して保護者へ連絡

<原則>

「学校施設に停電がない」「通学路の安全が確保されている」等の場合は、「登校時刻を遅らせる」又は「通常どおり開校」とすることができる。

【補足】

① 「開校」とする場合の配慮

- ・停電している状況では、給食の実施ができない、家庭で弁当を用意することができないことが想定される。
- ・状況に応じて短縮授業とするなど、家庭の状況に配慮した対処とする。

② 「休校」とする場合の配慮

- ・情報が届かず登校してしまう児童生徒がいることが想定される。信号機が点灯していないなど通学路が危険な状況となっていることも想定されるため、登校してしまった児童生徒は学校に一旦留め置き、保護者へ確実に引き渡しをする。

③ 教育委員会への連絡手段

- ・管理職の携帯電話 ・「さくら連絡網」アンケートへの返信
- ・防災行政無線(天竜区以外) ・衛星携帯電話(天竜区) ・停電対応用電話機
- ・災害時優先電話(架電のみ可能) ・特設公衆電話機(架電のみ可能)

④ 教職員、保護者、地域等への連絡手段

- ・メール送信(停電時でも使用可能なパソコンや教職員の個人携帯等)
- ・声掛け(正門や通学路上等)
- ・張り紙や旗の掲揚(正門や校舎、通学路上にある自治会の看板等)
- ・学区の巡回(家庭訪問、拡声器の活用等)

(2) 在校中

学校または地域に停電が発生

※大規模地震が発生している場合は「(1)地震災害編」に基づいて対応する。



原則「教育活動中止」

学校周辺や地域の停電状況を確認し、下校を検討

<原則>

状況によっては、教育活動を継続しながら、情報を収集する。

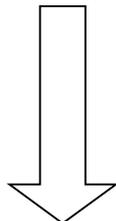


下校できる



教育活動中止

下校の準備



下校できない



児童生徒の留め置き
今後の対応を検討

※児童生徒の安全を確保した上で、
教育活動の継続等の対応をとる。
※引き続き、学校周辺や地域の状況
等の情報収集に努める。



下校方法の決定

・児童生徒や教職員、保護者の安全を優先とした方法とする。

必要に応じて保護者へ連絡

・下校方法 ・学校周辺の状況 ・引き渡しの際の注意事項 等



児童生徒のみで
安全に下校できる



通常通りの
方法で下校



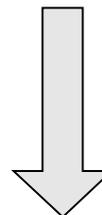
集団下校



児童生徒のみで
安全に下校できない



教職員の引率
による集団下校



学校又は緊急避難場所にて
保護者への引き渡し

対処基準

(8) 暑さ指数 (WBGT) 編

熱中症事故防止については、暑さ指数に応じた運動指針や事故防止の重点項目を示した本基準と合わせて、「事故発生後の対応」を示した「危機管理マニュアル（生活安全編）2021 改訂版」を参考とする。

暑さ指数 (WBGT) に関する情報

■ 浜松市防災ホットメール

- ・「熱中症警戒アラート」の発表や、熱中症予防行動等に関する情報提供

■ 気象庁「2週間気温情報」



- ・8日先から12日先まで5日間平均した日平均気温を発表

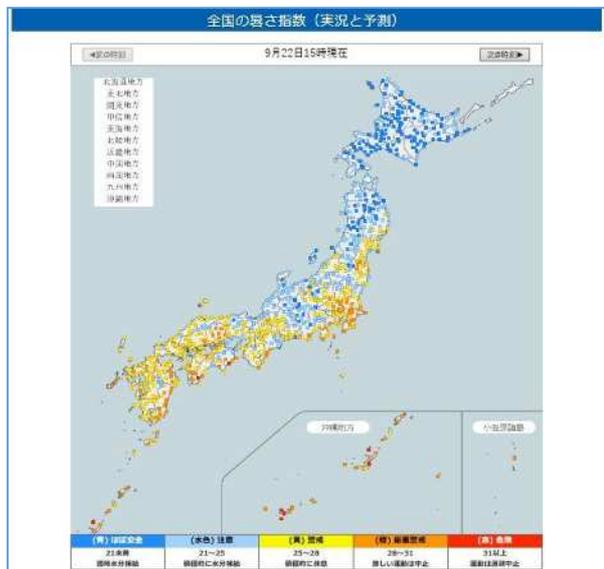
■ 気象庁「早期天候情報」



- ・6日後から14日後までを対象として、5日間平均気温が「かなり高い」となる確率が30%以上となる場合に発表

■ 環境省「熱中症予防情報サイト」

- ・暑さ指数 (WBGT) について
- ・熱中症対策の基礎知
- ・熱中症対策の紹介
- ・普及啓発資料のダウンロード
- ・全国の暑さ指数 (実況と予測)
- ・配信サービス 等



■ 熱中症指数計の活用

- ・活動場所における暑さ指数 (WBGT) の測定
- ・「当日の暑さ指数」や「運動指針」等の校内掲示
- ・屋外での活動、体育的活動、部活動等の実施判断に活用



学校における「暑さ指数(WBGT)」に応じた対処

活動場所の暑さ指数(WBGT)	運動指針	運動する際の配慮事項
31℃以上	運動は原則中止	<p>熱中症の危険性が非常に高まっている</p> <p>※運動を実施する場合は、以下の条件を確認し、各学校で適切に判断すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>激しい運動や体温が上昇しやすい運動を避ける</u> ・ <u>なるべく涼しい時間帯に運動する</u> ・ <u>日陰や涼しい場所での活動を設定する</u> ・ <u>頻繁(10～15分おき程度)に休息をとり、水分・塩分を補給する</u> ・ <u>運動時間の短縮、運動の軽減を図り、児童生徒の体調や熱中症の兆候に十分注意する</u>
28℃以上	厳重に警戒しながら運動可	<p>熱中症の危険性が高まっている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 激しい運動や体温が上昇しやすい運動を避ける ・ なるべく涼しい時間帯に運動する ・ 日陰や涼しい場所での活動を設定する ・ 頻繁(15～20分おき程度)に休息をとり、水分・塩分を補給する ・ 暑熱順化できていない、体力が低い等の児童生徒に対し、必要に応じて運動時間の短縮や運動の軽減を図り、体調や熱中症の兆候に注意する
25℃以上	警戒しながら運動可	<p>熱中症の危険性が増している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的(激しい運動では30分おき程度)に休息をとり、水分・塩分を補給する ・ 暑熱順化できていない児童生徒の体調に注意する
21℃以上	注意しながら運動可	<p>熱中症の兆候に注意する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する ・ 暑熱順化できていない児童生徒の体調に注意する
21℃未満	必要に応じて配慮しながら運動可	<p>熱中症の危険は小さい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適宜水分・塩分の補給をする ・ 1週間程度の段階的な指導により暑熱順化を図る

<日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」参考>

【補足】

- ・ 具体的な指導内容は、別紙「浜松市熱中症事故防止重点項目」を活用する
- ・ 暑さ指数(WBGT)が高くない4月～6月であっても、児童生徒が暑熱順化できていないことに配慮し、急に気温が上昇した日などには、熱中症が発生しやすいことに注意する
- ・ 校外学習等の運動以外の活動においても、必要に応じて本対処を活用する

幼稚園における「暑さ指数(WBGT)」に応じた対処

活動場所の暑さ指数(WBGT)	運動指針	運動する際の配慮事項
31℃以上	運動中止	熱中症の危険性が非常に高まっている <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>運動は中止する</u>
28℃以上	<p>嚴重に警戒しながら運動可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激しい運動中止 ・体力のない園児、暑さになれていない園児は運動中止 	熱中症の危険性が高まっている <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>激しい運動や体温が上昇しやすい運動は中止する</u> ・<u>体力のない園児、暑さになれていない園児は運動を中止する</u> ・なるべく涼しい時間帯に運動する ・日陰や涼しい場所での活動を設定する ・頻繁(15～20分おき程度)に休息をとり、水分・塩分を補給する
25℃以上	<p>警戒しながら運動可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に休息 	熱中症の危険性が増している <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的(激しい運動では30分おき程度)に休息をとり、水分・塩分を補給する ・体力が低い園児、暑熱順化できていない園児等に対し、必要に応じて運動時間の短縮や運動の軽減を図り、体調や熱中症の兆候に注意する
21℃以上	<p>注意しながら運動可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に水分補給 	熱中症の兆候に注意する <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・運動前・運動中の健康観察を通して熱中症の兆候に注意する ・運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する ・暑熱順化できていない園児の体調に注意する
21℃未満	<p>必要に応じて配慮しながら運動可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適宜水分補給 	熱中症の危険は小さい <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・適宜水分・塩分の補給をする ・1週間程度の段階的な指導により暑熱順化を図る

【補足】

＜日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」参考＞

- ・具体的な指導内容は、別紙「浜松市熱中症事故防止重点項目」を活用する
- ・暑さ指数(WBGT)が高くない4月～6月であっても、園児が暑熱順化できていないことに配慮し、急に気温が上昇した日などには、熱中症が発生しやすいことに注意する
- ・散歩や園外活動等の運動以外の活動においても、必要に応じて本対処を活用する

【補足】

1 熱中症事故防止に係る対策

(1) 教職員の危機意識の醸成

ア 「浜松市熱中症事故防止重点項目」

- ・ねらい 教職員の危機意識を高め、事故防止について共通理解を図る
- ・活用時期 熱中症が予想される時期に入る頃
(4月頃～6月頃)
- ・活用場面 職員会議や担当職員の打ち合わせ等

イ 「熱中症事故防止確認シート」

- ・ねらい 活動前に、配慮事項を項目ごとにチェックして確認する
- ・活用時期 児童生徒が暑熱順化できていない時期
梅雨明け後や、急な気温上昇などがある時期
(6月頃～9月頃)
- ・活用場面 運動や部活動、校外学習等

(2) 普及啓発資料を活用した安全指導

「日本スポーツ振興センター」教材カード

- ・格納先：ミライム共通キャビネット→13 健康安全課（共通）→
130303 災害安全→130303-2 「熱中症防止」資料

(3) 学校で実施する対策例

学校施設等ハード面での対策例	児童生徒・保護者との調整による対策例
暑さ指数(WBGT)の定期的な計測	水筒の持参の許可
暑さ指数(WBGT)に応じた運動実施の判断	熱中症の症状や予防方法についての指導
経口補水液や保冷剤等の備蓄	食事や睡眠等の体調管理についての指導
運動中止や制限を示す掲示等の工夫	手紙やメール配信による保護者への呼び掛け
校内放送による啓発	スポーツドリンク持参の許可
活動中の給水タイムの設定	ネッククーラー等着用の許可
ミストシャワーの設置	登下校時の水分補給についての指導
テントやタープ、扇風機の設置	帽子を着用した登下校の許可
年間計画や日課、時間割等の変更	暑さに応じたマスクの着脱の指導

■浜松市熱中症事故防止重点項目

学校管理下における熱中症事故を未然に防ぐために

職員会議や担当職員の打合せで配慮事項を確認し、教職員の共通理解を図ります。

※別紙「熱中症事故防止確認シート」の活用

授業や部活動の前に、配慮事項を項目ごとにチェックして確認します。



区分	配 慮 事 項
① 指導計画	・ 急な運動等による過度な負荷がかからないよう、子供の能力や体力に配慮した段階的な指導計画（練習計画）を作成する
	・ 暑くなり始めた時期には、体を暑さに慣らすための指導計画（1週間程度）を作成する（特に、暑さに慣れていない、体力が低い等の子供に配慮する）
	・ 暑くなることが予想される場合、なるべく涼しい時間帯の設定や運動時間の短縮、運動の軽減等に配慮する
安全指導・安全管理 ② 事前指導による	・ 健康観察（朝食の摂取、睡眠不足等を含む）をとおして、子供の健康状態を把握し、体調が優れない子供の活動内容に配慮する
	・ 暑いときには、軽装（着帽）で活動に取り組むよう指示をする
	・ 活動前の水分補給を指示し、可能な限り見届ける
	・ 活動中に体調が悪化した子供がいた場合は、無理をせずに指導者に申し出て、自ら運動を辞退するよう指示をする
安全指導・安全管理 ③ 活動中の	・ 子供の体調悪化を見落とさないよう、観察体制を整える
	・ 子供が自ら水分補給できる環境を整える
	・ 体調が悪くなった子供が運動を辞退しやすい雰囲気をつくる
	・ 屋外では日陰や涼しい場所、屋内では冷房の効いた部屋や風通しのよい場所を使用するなど、活動や休息がしやすい環境を整える

万が一、熱中症事故が発生した場合

④ 事故発生時の対応	・ 涼しい部屋で水分・塩分を補給させ、体温を下げる等、迅速に対応する
	・ 熱中症事故が発生した原因や状況を確認して記録する
	・ 校内（管理職、養護教諭、学年主任等）、保護者、医療機関（救急隊）等に対し、迅速かつ確実に事実を報告・説明する

熱中症事故防止確認シート



※ 熱中症が予想される中での活動時に活用。(暑さ指数(WBGT)が高い、急な気温上昇、雨上がりで湿度が高い等)

日時	年	月	日	曜日		
学校名・学年			活動場所			
主な内容						
熱中症指数計による 活動場所での計測	暑さ指数 WBGT値	℃	周囲温度 (気温)	℃	湿度	%



<熱中症予防のための運動指針>

暑さ指数	21℃未満	21℃以上～25℃未満	25℃以上～28℃未満	28℃以上～31℃未満	31℃以上
運動指針	ほぼ安全	注意	警戒	嚴重警戒	危険
	適宜水分補給	積極的に水分補給	積極的に休息	原則激しい運動中止	原則運動中止

区分	☑チェック	確認事項	配慮事項
① 指導計画		活動計画	・児童生徒の発達段階に配慮し、 <u>急な運動等により過度な負担がかからない計画を立てる</u> (無理なペースの長距離走を避けるなど)
		個への配慮	・特に、暑さに慣れていない、 <u>体力が低い、肥満傾向等</u> にある児童生徒については、 <u>個々の体調や活動内容に配慮する</u>
		活動時間	・暑さに応じて、 <u>時間を短縮する、暑くなる時間帯を避ける等</u> の配慮をする
		活動の負荷	・ <u>運動の強度や活動量の軽減等</u> 、児童生徒に合った内容に配慮する

区分	☑チェック	確認事項	配慮事項
② 事前指導		健康観察	・活動前の体調(朝食の摂取、睡眠不足等を含む)を把握し、 <u>体調が優れない児童生徒がいる場合は、個々の活動内容に配慮する</u>
		服装	・ <u>軽装</u> で活動するよう指示する(必要に応じて着帽させる)
		水分補給	・活動前に、 <u>給水を指示する</u> (可能な限り見届けをする) ・暑さに応じて、自ら適宜給水してよいことや給水場所等を伝える
		無理をさせない (信頼関係の構築)	・体調悪化の際は、 <u>無理をせずに指導者に申し出ることができるよう</u> 、日頃から児童生徒との信頼関係を築くとともに、 <u>体調に配慮した声掛け</u> をする

区分	☑チェック	確認事項	配慮事項
③ 活動中		観察体制	・ <u>体調悪化を見落とさないよう</u> 、全体を見渡した観察を心掛ける(特に、目が行き届きにくい校外走や集団活動など)
		水分補給	・暑さに応じて、 <u>定期的に給水時間を設定する</u> (可能な限り見届けをする) ・活動中でも自ら適宜給水してよいことや給水場所等を伝える
		休憩時間	・暑さや児童生徒の様子に応じて、「 <u>熱中症予防のための運動指針</u> 」に基づいた <u>休憩時間を設定する</u>
		暑さをしのぐ環境	・屋外…日陰を効果的に活用する ・屋内… <u>冷房の効いた部屋や風通しのよい場所</u> を使用する

万が一、熱中症事故が発生したら・・・

区分	☑チェック	確認事項	配慮事項
④ 事故発生時		初期対応 (救急措置)	・ <u>涼しい部屋で、水分・塩分を補給させ、子供の体温を下げる</u> 経口補水液、アイスパック、涼しい部屋、体への散水・水に浸ける 等 ・ <u>処置をしても症状が改善されなければ、救急要請</u> をする
		状況把握	・熱中症事故が発生した <u>原因や状況を確認して記録</u> する 活動内容、本人の様子、周りの証言、当時の暑さ指数(WBGT)等
		報告・連絡・相談	・ <u>迅速かつ確実に事実を報告・説明</u> する 校内(管理職、養護教諭、学年主任等)、保護者、医療機関(救急隊)等

※本シートは、ミライム共通キャビネット→13健康安全課(共通)→130303-2「熱中症防止」資料フォルダに格納

事後の危機管理

<立て直す・つなぐ>

1 風水害や地震等の発生による被害状況の報告

【小中学校の対応】

(1) 「被害状況報告アンケート」への回答

災害発生直後の人的被害や物的被害、避難所の開設等の状況については、教育委員会が実施するアンケートに一括して回答することで、学校からの報告とする。

被害の状況	アンケートの内容	報告先
災害発生直後の被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休校等の運営状況 ・ 学校管理下における児童生徒・教職員の被害 ・ 学校管理外における児童生徒・教職員の被害 ・ 校舎等の施設の物的被害 ・ 避難所開設の有無 等 	教育委員会

※アンケートの回答結果は、学校教育部内で共有する。

(2) 事故報告書等の提出

事故報告書等については、内容が把握でき次第、様式を用いて作成し各担当課へ提出する。

被害の状況	報告書	報告先
学校運営上の対処	<u>臨時休業実施報告書</u>	指導課 TEL 457-2411 FAX 457-2580 防災行政無線 631・741
人的被害が発生	<u>児童生徒の事故報告書</u>	健康安全課 TEL 457-2422 FAX 457-2579 防災行政無線 777
	<u>職員事故等報告書</u>	教職員課 TEL 457-2408 FAX 457-2579 防災行政無線 767・768
校舎等施設やICT環境に物的被害が発生	<u>施設被害状況報告書</u>	教育施設課 TEL 457-2403 FAX 457-2404 防災行政無線 744

【幼稚園の対応】

(1) 「被害状況報告アンケート」への回答

災害発生直後の人的被害や物的被害、避難所の開設等の状況については、幼児教育・保育課が実施するアンケートに一括して回答することで、学校からの報告とする。

報告内容	報告方法	報告先
災害発生直後の被害状況	【通常災害時】 ミライムによるアンケートへ回答	幼児教育・保育課
	【大規模災害、停電時等】 「LoGo フォーム」アンケートへ回答	

※アンケートの回答結果は、幼児教育・保育課担当グループで共有する。

(2) 事故報告書等の提出

事故報告書等については、内容が把握でき次第、様式を用いて作成し各担当グループへ提出する。

被害内容	報告書	報告先
幼稚園運営上の対処	<u>臨時休園実施報告書</u>	指導グループ TEL 457-2117 FAX 457-2039
人的被害が発生	<u>園児の人的被害報告一覧表</u>	指導グループ TEL 457-2117 FAX 457-2039
	<u>職員事故等報告書</u>	職員管理グループ TEL 457-2827 FAX 457-2039
施設被害が発生	<u>施被害金額報告書（速報）</u>	施設グループ TEL 457-2117 FAX 457-2039

学校番号 松小・中 () 番

臨時休業実施報告書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
浜松市教育委員会

浜松市立 学校長

次のとおり臨時休業を実施するので、浜松市立小中学校管理規則第6条第2項により報告します。

実 施 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 日間
理 由	
臨時休業を行う ことに伴う措置	(例) 休校により実施できなかった授業時数は、予備時数で対応する。

所属コード _____

職員事故等報告書

秘第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

(あて先)
浜松市教育委員会

浜松市立 _____ 学校長

次のとおり職員に事故等が発生したので、報告します。

職名・補職名 氏名等	職員番号				
	(ふりがな)				
	職名	補職名	氏名		
	年齢	歳	男・女		
事故等の名称					
発生の日時	年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分				
発生の場所					
概要及び原因					
程 度					
処 理					
今後の処理 (本人、職員への指導)					

(注) 校長が報告する場合は、補職名に「－」と記入すること。

防災・緊急用 施設被害状況報告書 第()報

学校(園)名		記入者名	
		連絡先	

建物・設備・備品			
棟名・設備名・備品名	被害状況	対応状況 ※1	要請事項 ※2

校地、運動場(園地、園庭)			
被害箇所	被害状況	対応状況 ※1	要請事項 ※2

<p style="text-align: center;">注意事項</p>	<p>※1 対応状況欄には、以下のような対応や応急処置の状況について記入願います。 倒木など子供への危険度や周辺住民への影響が大きなもの(民地、道路、通学路への倒木等)で急を要するものについては、<u>学校の判断で見積もりを依頼したうえで事前に発注してください。ただし、工事は250万円以下、修繕は60万円以下に限ります。</u></p> <p>※2 <u>上記で発注したものや雨漏り、ガラスの破損などの小修繕を除き、大規模な工事を必要とするもので至急教育施設課(幼児教育・保育課)での対応が必要な場合は、その内容について記入してください。</u></p> <p>(1) <u>すべての被害箇所において被害状況のわかる写真を必ず復旧前に撮影し、後日教育施設課(幼児教育・保育課)までデータで送付してください。</u></p> <p>(2) <u>被害位置の印をつけた施設台帳の配置図および平面図の写しを添付してください。</u></p>
--	--

<p style="text-align: center;">要請に対する対応</p> <p style="text-align: center;">教育施設課 幼児教育・保育課 記入欄</p>	
--	--

2 大規模災害への対応

大規模災害発生時における学校の教職員の第一義的な役割は、児童生徒の安全確保や安否確認とともに、学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことである。

避難所の運営は市の地区防災班員や避難者により行われるものであるが、状況によっては発災から一定期間は学校の教職員が避難所を支援する必要がある。

平常時から各市区振興課や地域住民と連携を図り、災害発生後の業務を避難所支援から学校教育再開へ円滑に移行をしていくことは、早期の学校教育再開や児童生徒が日常生活をいち早く取り戻すことにつながる。

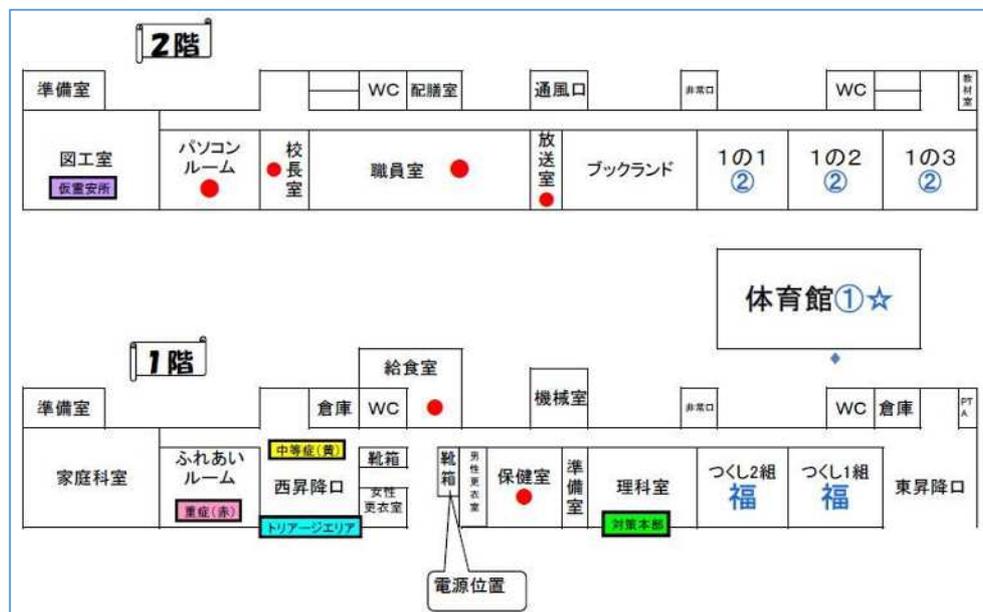
(1) 平常時からの連携

①浜松市危機管理課との連携

避難所に指定されている学校は、「避難所確認事項」の作成として、学校施設の情報や学校を避難所として使用する際の配置図、関係者の連絡先一覧、鍵の所有者等を記載する。

○配置図の例

- ・開放区域 (①、②)、非開放区域 (●)
- ・福祉避難室 (福)、キーボックス (☆)、ペット受入場所候補 (◆) 等



②地区防災班員、地域住民との連携

施設管理者（学校）は「地域防災連携連絡会」等に参加し、避難所の開設・運営を支援する内容について、次ページ「学校による避難所の支援」を参考にしながら、地区防災班員（行政職員）、自主防災隊（地域住民）と情報を共有・確認しておく。

(2) 学校による避難所支援から学校教育再開への移行

【想定】大規模地震の発生により学校に避難所が開設され、一定期間の休校措置とすることが見込まれる場合

フェーズ		避難所	学校による避難所の支援	学校教育再開に向けた対応		
救命避難期	発災直後～避難	<p>大規模地震発生</p> <p>避難所が開設される</p> <p>施設の安全が確認できるまで避難者は運動場等で待機</p> <p>避難者を誘導</p>	<p>※学校は、地区防災班員や自主防災隊と連携・協力しながら避難所を支援する</p> <p>【開設の支援】</p> <p>①門扉の解錠 ※夜間や休日の場合は、地区防災班員が解錠する</p> <p>②施設の安全を確認し、使用の可否を判断する。 ※応急危険度判定士が参集できない場合は「施設の安全チェックシート」を活用して確認する</p> <p>③安全確認後、施設の解錠</p> <p>④屋内への避難者の誘導 ※避難者によっては屋外を希望する場合もある</p> <p>⑥世帯ごとに「避難者カード」「体調管理票」を配付し記入させる ※参集してきた地区防災班員に引き渡す</p> <p>⑤開放区域・非開放区域の明示</p> <p>⑦必要に応じて、要配慮者やけが人等への対応</p>	<p>※被害状況の確認・報告、再開に向けた具体的な対応例は次ページ参照</p> <p>□児童生徒、教職員の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命を守る行動 ・安全な場所へ避難 ・人命救助、安否確認 等 <p>□「学校災害対策本部」に基づいた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括班 ・情報連絡、搬出班 ・避難誘導、安全確認班 ・救護班 ・消火、施設点検班 ・<u>避難所運営支援班</u>（学校地区防災班員） 		
		生命確保期	避難直後～数日程度	<p>避難者を中心に「避難所運営委員会」が立ち上げられる</p>	<p>【運営の支援】</p> <p>学校再開業務を優先しながら必要に応じて対応する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の代表者との連絡、調整 ・新たに必要なスペースの確保、使用の許可 ・学校への電話対応 等 	<p>□教育委員会への被害状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の運営状況 ・児童生徒、教職員の被害 ・施設の被害 等 <p>※避難所の運営が軌道にのった段階から、学校地区防災班員も学校教育再開に向けた対応へ移行していく</p>
				生活確保期	数日後～数週間	
		学校再開期	数週間後～	<p>避難所の閉鎖</p>	<p>※避難所閉鎖前に学校を再開する場合は、使用スペースや動線等を整理する</p>	<p>□学校教育活動の再開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の回復

※「浜松市避難所運営マニュアル」を参考に作成

大規模地震発生時の避難所開設に備え共通理解しておくべき内容

※ 以下、別添資料「浜松市避難所運営マニュアル【概要版】」や、「危機管理マニュアル(災害安全編) 避難所支援と学校教育再開ページ」から抜粋して整理。

1 それぞれの役割

(1) 地域

自主防災隊（自治会長等の地域住民）

- ・ 避難所運営の主体となる。
- ・ 避難スペースの確保、受付の設置、人数や物資の確認等に取り組む。

(2) 学校（園）

① 施設管理者（校長や園長）

- ・ 児童生徒及び教職員等の安全確保やケアを最優先とする。

② 学校地区防災班員（教頭、学校の近隣に居住している教員等）

- ・ 例年、5月頃に指定された人数を学校が選出する。
- ・ 「危機管理マニュアル(災害安全編) 避難所支援と学校教育再開」ページのとおり、一定期間において避難所支援を行い、地区防災班が参集し次第、学校再開業務へ移行する。

(3) 行政

地区防災班（行政の職員）

- ・ 例年、6月頃に班員が決定する。
- ・ 「震度5強」以上の地震発生で避難所へ参集する。
- ・ 避難所の開設や運営をサポートし、区や行政センターと連絡調整を行う。

2 「緊急避難場所」と「避難所」の違い

	緊急避難場所	避難所
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風や大雨などの災害から避難して、<u>一時的に身の安全を確保するための場所。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋の倒壊などにより自宅に住むことができず、<u>生活の場として何日も留まる場所。</u>
開設方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の水位や土砂災害の危険度に合わせて開設。 ・ <u>災害発生が予想できるため、事前に地区防災班が参集し、開設の準備をする。</u> ・ 準備ができ次第、「緊急避難場所の開設」が発表される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「震度5強」以上で開設。 ・ <u>突発的な災害のため、発災直後に避難所にいる者で臨機応変に対応せざるを得ない。</u> ・ 避難所の準備が整う前に避難者が集まることも想定される。
備蓄品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一晩程度の避難のため、危機管理課配備のアルファ化米は基本的に使用しない。（原則、児童生徒や教職員等も同様） ・ 避難者は食料を持参する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインが使用できないことが想定される。 ・ 長期避難のため、危機管理課配備のアルファ化米等を使用する。

3 地震が発生した時間帯で異なる参集状況

	自主防災隊	施設管理者、学校地区防災班員	地区防災班
平日 (在校中)	<ul style="list-style-type: none"> 勤務地が居住地に近いとは限らないため、<u>参集に時間がかかる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>教職員等は在校しているが、かなりの混乱が予想される。</u>(逃げ遅れ、けが人、保護者連絡等) <u>自主防災隊と協力し、地区防災班が参集するまでの一定期間において、避難者に対応する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 安全が確認でき次第参集するが、勤務地が居住地に近いとは限らないため、<u>参集に時間がかかる。</u>
夜間・休日	<ul style="list-style-type: none"> 地域に住んでいるため、<u>最も早く参集できる可能性がある。</u> 避難者に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全が確認でき次第参集するが、勤務地が居住地に近いとは限らないため、<u>参集に時間がかかる。</u> その他の教職員等は自宅等で待機し、状況に応じて管理職の指示により参集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>震度5強</u>」以上の地震発生で参集する。(状況によっては時間がかかる場合あり) 自主防災隊と協力して避難者に対応する。

4. Q & A

Q1. 自主防災隊・施設管理者・地区防災班で、平常時からどのように情報共有するのか。

A1. 防災連携連絡会・・・三者で開設準備や鍵の使用方法、開放区域・非開放区域を確認。
防災倉庫の点検・・・三者で避難所開設時に使用する物品を確認。(見る、触る等)

Q2. 施設の危険度判定には責任が伴うが、どのように確認するのか。

A2. 「震度6弱以上」で危険度判定が必要となる。市から配備される応急危険度判定士の助言により、判断する。応急危険度判定士を待たずに判断しなければならない場合は、原則、複数人(施設管理者と地区防災班等)が「施設の安全確認内容チェックシート」で判断する。

Q3. 避難所の体育館の開錠は誰が行うのか。

A3. 平日(在校中)の発生であれば、施設管理者や自主防災隊が行う。
夜間・休日の発生であれば、地区防災班や自主防災隊が行う。 鍵の所有や使用ルールを平常時から整えておく。

※施設管理者が不在時に校舎内へ避難することを想定し、体育館器具庫等に設置したキーボックスに校舎の鍵を保管し、ダイヤル番号を共有しておく。

Q4. 避難者の屋内への誘導は誰が行うのか。

A4. 地区防災班と施設管理者で誘導する。しかし、体育館や校舎の安全が確認できなければ、屋外での待機を指示することも考えられる。

Q5. 避難所運営のリーダーシップは誰がとるのか。

A5. 原則、避難所は避難者の自主運営となる。地区防災班と自主防災隊で、避難所運営の体制づくりをする。

施設の安全チェックシート

1 浜松市における災害発生に伴う施設の安全確認の流れ

市内で震度 6 弱以上観測した場合、応急危険度判定士が避難所の建物の判定を行い、施設の安全性について助言を行います。施設管理者等は、その結果を踏まえ、避難所開設の可否を決定します。

ただし、大規模災害発生時の状況では、応急危険度判定士の参集に時間を要する場合が想定されます。避難者を屋内に収容しなければならないなど、応急危険度判定士による判定及び助言を待たずに、緊急に施設の安全確認をする必要がある場合、施設管理者等が本チェックシートを活用して点検を実施し、開設の可否を決定します。

2 施設の安全確認の手順

- (1)このチェックシートに沿って、目視による点検を行います。
- (2)質問 1 から順番に点検を行い、質問 1～6（外部の状況）までで、B 又は C と判断された場合は、建物内に入ることはせず、質問 7 以降の内部の状況については点検する必要はありません。
- (3)危険と認められる場所については、出入口等認識しやすい箇所に貼り紙をするなどして立ち入り禁止とします。
- (4)このチェックシートの質問事項に関わらず、少しでも建物の状況に不安がある場合は、応急危険度判定士による判定を待ちます。

施設の安全確認内容／チェックシート

避難場所名	学校
点検実施日時	月 日 時 分
点検実施者	

次の質問に該当するところに○を付けてください。

質 問		該 当 項 目	該 当
1	隣接する建物が傾き、避難所の建物（体育館・校舎）に倒れ込む危険性がありますか？	いいえ	A
		傾いている感じがする	B
		倒れ込みそうである	C
2	建物（体育館・校舎）近傍に地すべり、がけ崩れ、地割れ、噴砂・液状化が生じましたか？	いいえ	A
		生じた	B
		ひどく生じた	C
3	建物（体育館・校舎）が沈下しましたか？あるいは、建物（体育館・校舎）近傍の地面が沈下しましたか？	いいえ	A
		生じた	B
		ひどく生じた	C

質 問		該 当 項 目	該 当
4	建物（体育館・校舎）が傾斜しましたか？	いいえ	A
		傾斜しているような感じがする	B
		明らかに傾斜した	C
5	外部の柱や壁にひび割れがありますか？	ない又は髪の毛程度のひび割れがある	A
		比較的大きなひび割れが入っている	B
		大きなひび割れが多数有り、鉄筋が見える	C
6	外壁タイル・モルタルなどが落下しましたか？	いいえ	A
		落下しかけている、落下している	B

【判定基準】

必要な対応をとります。

Cの答えが一つでもある場合は『危険』、Bの答えが一つでもある場合は『要注意』です。

→施設の中へは立ち入らず、地区防災班員をとおして区本部と対応を検討します。

Aのみの場合

→下記の項目に沿って施設内の安全点検を行うことができます。

安全に留意しながら、部屋等の安全点検を行います。

質 問		該 当 項 目	該 当
7	床が壊れましたか？	いいえ	A
		少し傾いている、下がっている	B
		大きく傾斜している、下がっている	C
8	内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがありますか？	ない又は髪の毛程度のひび割れがある	A
		比較的大きなひび割れが入っている	B
		大きなひび割れが多数有り、鉄筋が見える	C
9	建具やドアが壊れましたか？	いいえ	A
		建具・ドアが動かない	B
		建具・ドアが壊れた	C
10	天井、照明器具が落下しましたか？	いいえ	A
		落下しかけている	B
		落下した	C

【判定基準】

必要な対応をとります。

Cの答えが一つでもある場合は『危険』、Bの答えが一つでもある場合『要注意』です。

→該当する部屋は使用しません。ただし、危険を取り除くことができれば使用可。

Aのみの場合 →該当する部屋等は使用可。ただし、他の部屋等の危険箇所を避けて使用。

【留意事項】

余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被害状況を点検してください。

浜松市避難所運営マニュアル③「様式集」より

平日の昼間など、児童生徒が在校中に災害が発生した場合、地区防災班員（行政職員）が参集するまでの間、学校（施設管理者）が避難所の開設を支援する必要があります。
学校は、避難者（自主防災隊等）と協力して「避難者カード」を配付し、世帯ごとに記入させます。その後、参集した地区防災班員へ引き継ぎます。

避難者カード

1 家族 1 枚記入してください。

安否確認があった場合に
この情報を使用することに
同意する・同意しない

所属自治会・組（班）： _____

住 所： _____

避難者代表名： _____

家族名（一緒に避難している方）： _____

ここに居ない家族名： _____

避難者カード

1 家族 1 枚記入してください。

安否確認があった場合に
この情報を使用することに
同意する・同意しない

所属自治会・組（班）： _____

住 所： _____

避難者代表名： _____

家族名（一緒に避難している方）： _____

ここに居ない家族名： _____

浜松市避難所運営マニュアル③「様式集」より

平日の昼間など、児童生徒が在校中に災害が発生した場合、地区防災班員（行政職員）が参集するまでの間、学校（施設管理者）が避難所の開設を支援する必要があります。
 学校は、避難者（自主防災隊等）と協力して1人1枚「体調管理票」を配付し、記入させます。その後、参集した地区防災班員へ引き継ぎます。

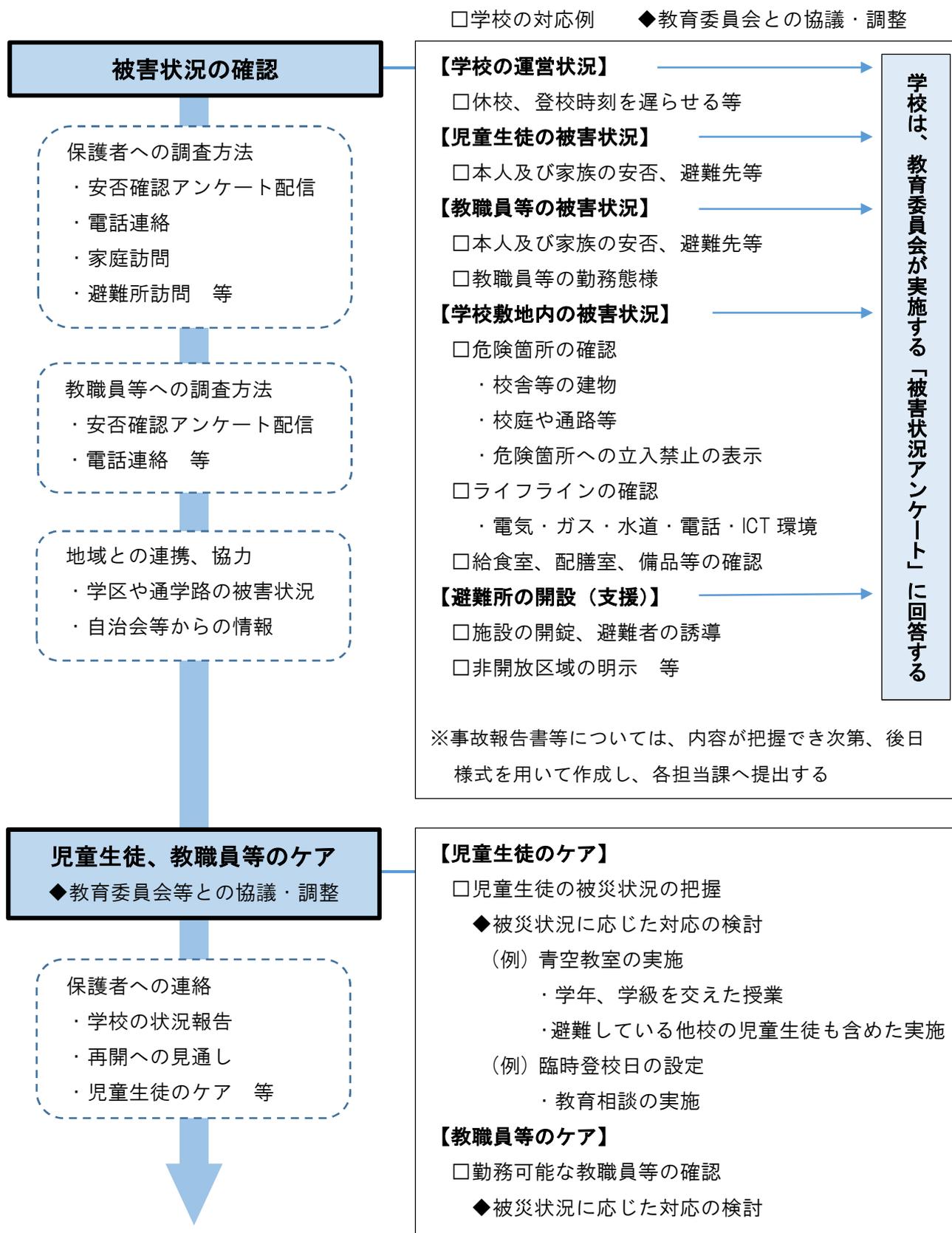
体調管理票

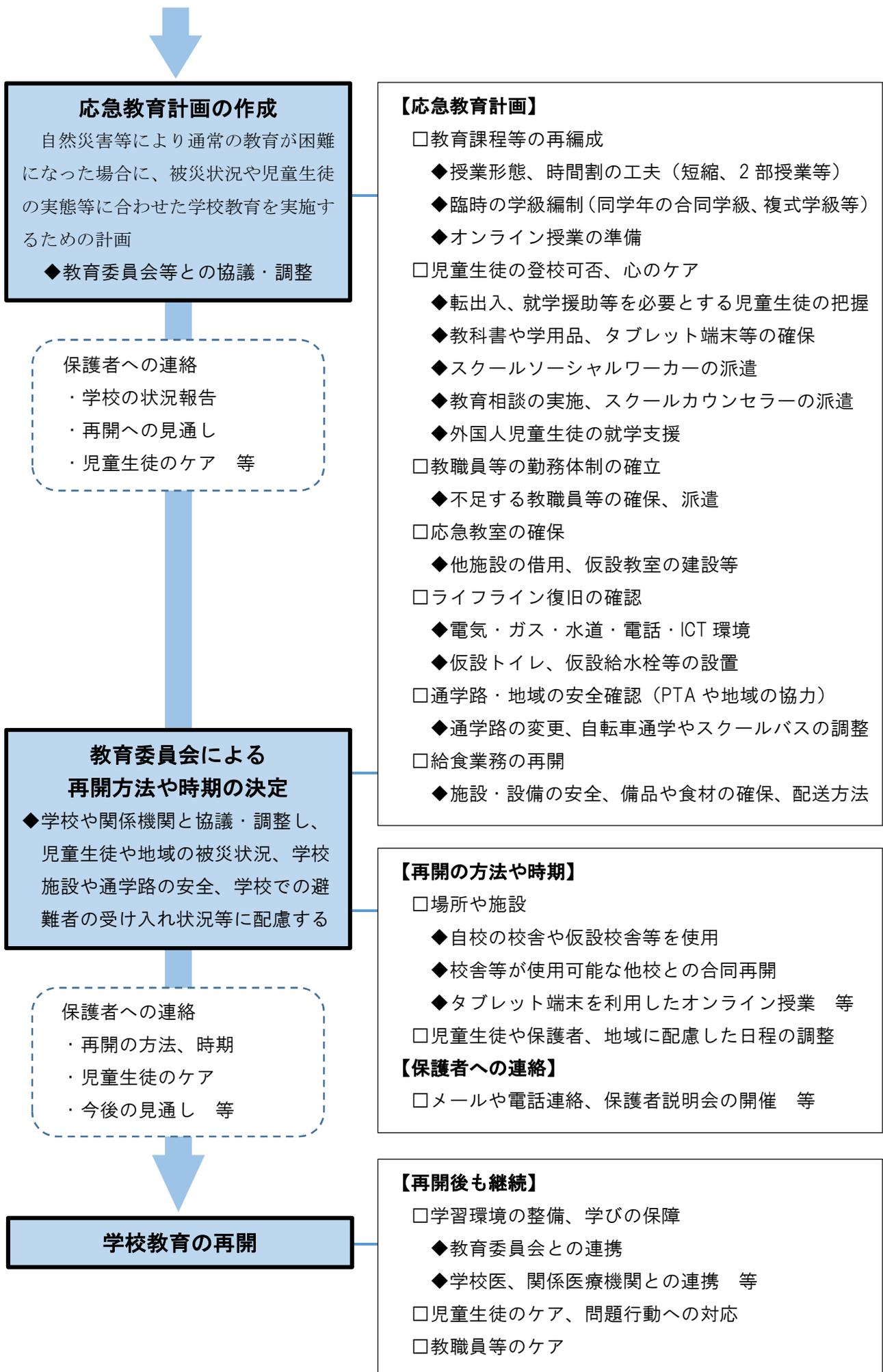
氏名	
住所	(TEL - -)

項目	月 日
避難時体温	℃
保健所から濃厚接触者であるといわれていますか	はい ・ いいえ
風邪症状や発熱が数日間続いている	有 ・ 無
激しい咳(せき)症状がある	有 ・ 無
強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがあある	有 ・ 無
味覚・嗅覚異常がある	有 ・ 無
その他	気になる症状: いつから:
避難エリア	

(3) 学校教育再開に向けた具体的な対応例

大規模災害により一定期間の休校を余儀なくされる被害が発生した場合、学校は教育委員会等と協議・調整をしながら、学校や地域の実態に即した応急教育計画を作成し、学校機能の早期回復を図る。





応急教育計画の作成

自然災害等により通常の教育が困難になった場合に、被災状況や児童生徒の実態等に合わせた学校教育を実施するための計画

- ◆教育委員会等との協議・調整

保護者への連絡

- ・学校の状況報告
- ・再開への見通し
- ・児童生徒のケア 等

教育委員会による再開方法や時期の決定

◆学校や関係機関と協議・調整し、児童生徒や地域の被災状況、学校施設や通学路の安全、学校での避難者の受け入れ状況等に配慮する

保護者への連絡

- ・再開の方法、時期
- ・児童生徒のケア
- ・今後の見通し 等

学校教育の再開

【応急教育計画】

- 教育課程等の再編成
 - ◆授業形態、時間割の工夫（短縮、2部授業等）
 - ◆臨時の学級編制（同学年の合同学級、複式学級等）
 - ◆オンライン授業の準備
- 児童生徒の登校可否、心のケア
 - ◆転出入、就学援助等を必要とする児童生徒の把握
 - ◆教科書や学用品、タブレット端末等の確保
 - ◆スクールソーシャルワーカーの派遣
 - ◆教育相談の実施、スクールカウンセラーの派遣
 - ◆外国人児童生徒の就学支援
- 教職員等の勤務体制の確立
 - ◆不足する教職員等の確保、派遣
- 応急教室の確保
 - ◆他施設の借用、仮設教室の建設等
- ライフライン復旧の確認
 - ◆電気・ガス・水道・電話・ICT環境
 - ◆仮設トイレ、仮設給水栓等の設置
- 通学路・地域の安全確認（PTAや地域の協力）
 - ◆通学路の変更、自転車通学やスクールバスの調整
- 給食業務の再開
 - ◆施設・設備の安全、備品や食材の確保、配送方法

【再開の方法や時期】

- 場所や施設
 - ◆自校の校舎や仮設校舎等を使用
 - ◆校舎等が使用可能な他校との合同再開
 - ◆タブレット端末を利用したオンライン授業 等
- 児童生徒や保護者、地域に配慮した日程の調整

【保護者への連絡】

- メールや電話連絡、保護者説明会の開催 等

【再開後も継続】

- 学習環境の整備、学びの保障
 - ◆教育委員会との連携
 - ◆学校医、関係医療機関との連携 等
- 児童生徒のケア、問題行動への対応
- 教職員等のケア

学校教育再開に向けた協議・調整の担当課リスト

本リストを活用することをおして、「学校再開」に向けて段階的に準備を進めていくとともに、「学校再開」を判断するにあたり児童生徒等の安全確保や学習環境の整備等に遺漏のないよう努める。

項目	協議・調整する内容		担当課	済
学校運営	1	教育課程の再編成について（授業形態、時間割等）	指導課	
	2	タブレット端末等を利用したオンライン授業について		
	3	通学路の安全確保について	健康安全課	
	4	スクールバスについて	教育支援課	
児童生徒	1	転出入、就学手続き等について	教育支援課	
	2	教科書及び学用品等について		
	3	心のケアについて（スクールカウンセラーの配備等）		
	4	問題行動への対応について	指導課	
学校職員	1	非常事態に伴う学校職員の勤務体制の確立について	教職員課	
	2	学校職員の不足に対する臨時的配置について		
	3	心のケアについて		
	4	学校職員の勤務態様について		
学校施設等	1	学校敷地内の被害状況、修繕等について	教育施設課	
	2	ライフラインの復旧について		
	3	ICT 環境やタブレット端末等について		
給食	1	学校給食施設等の被害状況	教育施設課	
		施設面について	健康安全課	
	備品等について			
	2	学校給食センター及び委託業者等について		

3 災害発生後の心のケア

＜文部科学省「子どもの心のケアのために―災害や事件・事故発生時を中心に―（平成22年7月）」より抜粋＞

(1) 子どものストレス症状

災害の発生は子供たちの心身の健康に大きな影響を与える。「家や家族・友人などを失う」「事故を目撃する」などの強い恐怖や衝撃を受けた場合、ストレス症状が現れることが多い。時間の経過とともに薄らいでいくものであるが、長引けばその後の成長や発達に大きな障害となることもある。

①幼稚園～小学校低学年

- ・腹痛、嘔吐、食欲不振、頭痛などの身体症状
- ・興奮、混乱などの情緒不安定や行動上の異変（落ち着きがなくなる、物を隠す等）
- ・ストレスの引き金となった場面（トラウマ（心的外傷））を再現するような遊びをしたり、恐怖感を訴えることなく興奮や混乱を呈したりすることがある

②小学校高学年～中学校、高等学校

- ・大人と同じような症状が現れやすい
- ・元気がなくなる、引きこもりがち（うつ状態）になる、ささいなことで驚く、夜間に何度も目が覚めるなどの症状

(2) 教職員等の心のケア

自然災害は子供を守る立場の大人にとっても強いストレスであることから、その影響はだれもが受ける。子どもの心のケアには、周囲にいる大人がまず精神的に安定していることが大切である。

- ・管理職は、教職員の被災状況及び心身の状態を把握し、教職員間で支え合うことや役割分担の軽減などを配慮する。
- ・責任感と緊張を伴った活動が続くため、心身の疲労がたまらないよう計画的に休息をとる。
- ・教職員も被災者であり、ストレス反応が起こることは正常であることから、精神的負担を軽減するために、共感や安心感が得られるよう情報共有や気持ちを伝え合う場面を設定する。
- ・養護教諭の被災も想定し、平常時から研修等をとおして、心のケアに関する対応について共通理解を図る。

(3) 保護者の心のケア

- ・学校の被害状況や今後の見通し等について、正しい情報を伝える。
- ・動揺することなく冷静に対応することができるよう、必要に応じて、ストレスにより子供や保護者の心身に起こる変化について、正しい知識を伝える。
- ・子供や保護者が心身の変化に不安について相談できる体制を整える。子供や保護者がこれまでもっていた問題が表面化する場合があることにも留意する。必要に応じて、関係機関（医療機関や相談機関等）と連携を図って対応する。

(4) ストレス反応による症状と対応

激しいストレスにさらされた場合、以下のような疾患を発症することがある。

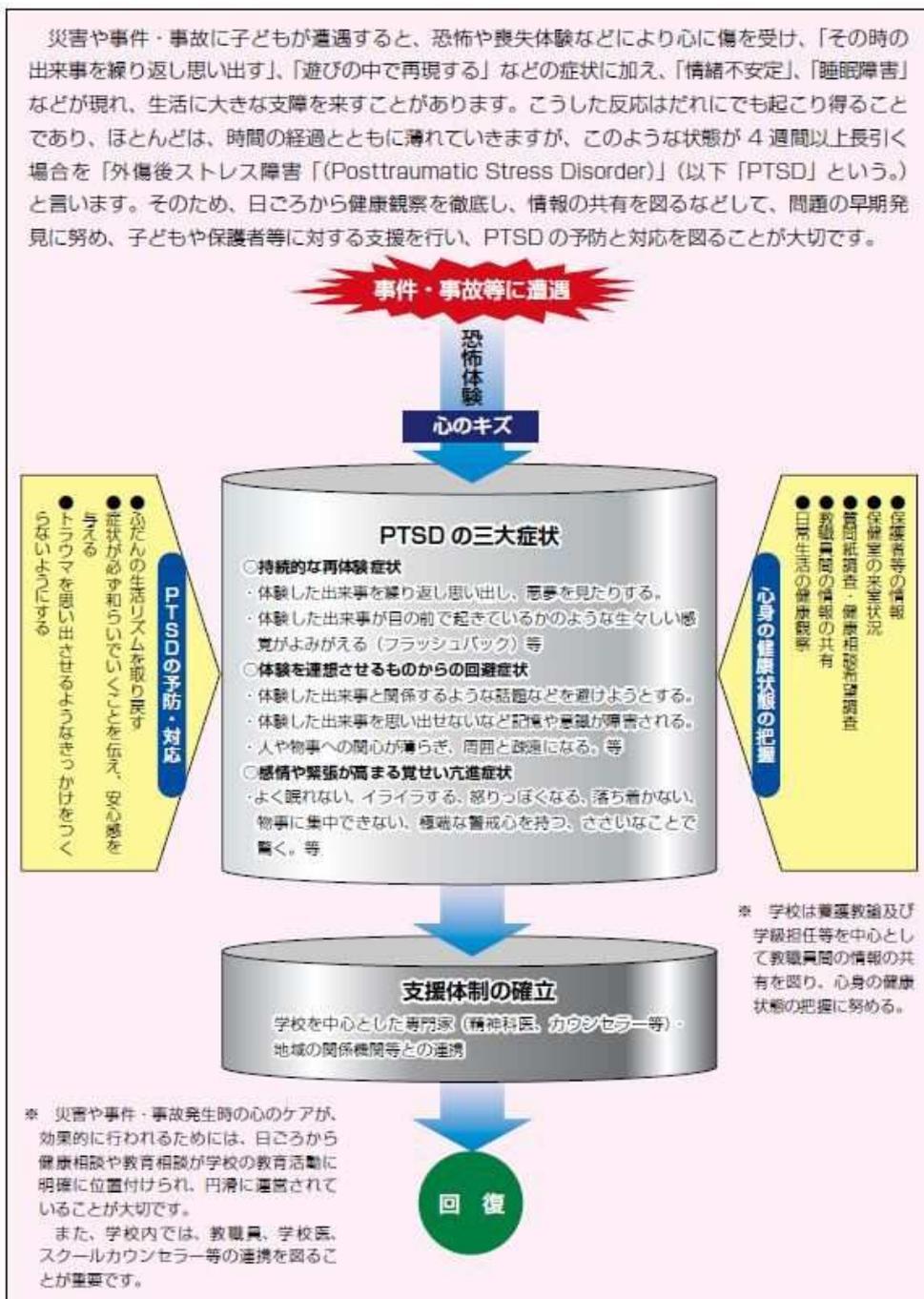
【急性ストレス障害 (ASD : Acute Stress Disorder)】

- ・「再体験症状」「回避症状」「覚せい亢進症状」がストレス体験の4週間以内に表れ、2日以上かつ4週間以内の範囲で症状が持続した場合。

【心的外傷後ストレス障害 (PTSD : Posttraumatic Stress Disorder)】

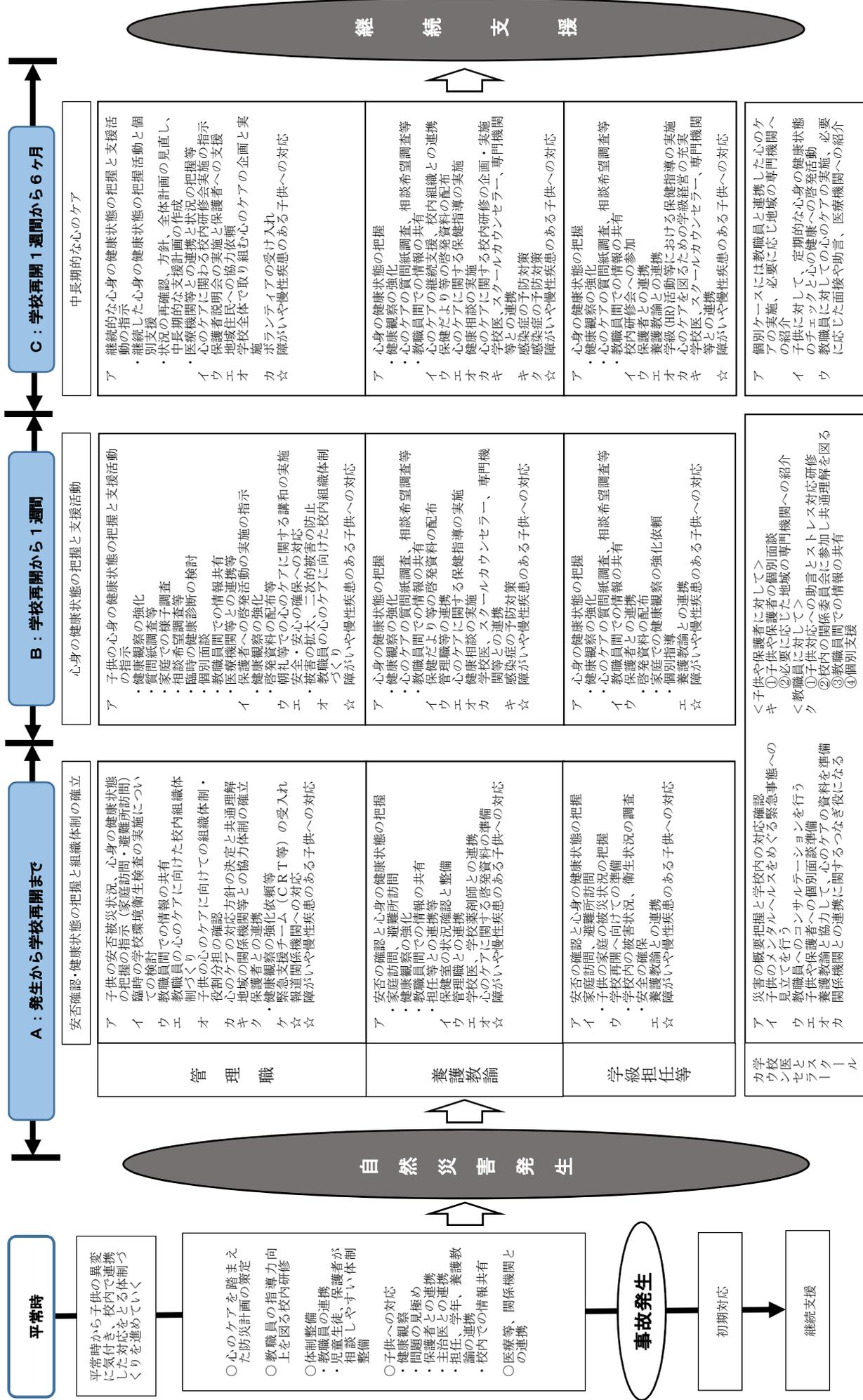
- ・「ASD」のような強いストレス症状が現れ、それが4週間以上持続した場合。
- ・災害発生からしばらく経ってから出現する場合があることを念頭に置く必要がある。

(5) PTSDの予防と対応



(出典：『学校の危機管理マニュアル』改訂版 文部科学省 2007年一部改変)

(6) 心のケアに係る教職員等の役割



平常時

A : 発生から学校再開まで

B : 学校再開から1週間

C : 学校再開1週間から6ヶ月

<p>安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立</p> <p>ア 子供の安否被災状況、心身の健康状態の把握(家庭訪問・避難所訪問)臨時の学校環境衛生検査の実施についての検討</p> <p>イ 教職員間での情報共有</p> <p>ウ 教職員間の心のケアに向けた校内組織体制づくり</p> <p>エ 子供の心のケアに向けての組織体制・役割分担の確認</p> <p>オ 心のケアの決定と共通理解</p> <p>カ 地域の関係機関等との協力体制の確立</p> <p>キ 保護者との連携</p> <p>ク 健康観察の強化依頼等</p> <p>ケ 緊急支援チーム(CRIT等)の受入れ</p> <p>コ 報道関係機関への対応</p> <p>ク 障がいや慢性疾患のある子供への対応</p>	<p>心身の健康状態の把握と支援活動</p> <p>ア 子供の心身の健康状態の把握と支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康観察の強化 質問紙調査等 家庭での様子調査 相談希望調査等 臨時の健康診断の検討 個別面談 教職員間での情報共有 医療機関等との連携 保護者への啓発活動の実施の指示 <p>イ 健康観察の強化</p> <p>ウ 啓発資料の配布等</p> <p>エ 朝礼等での心のケアに関する講和の実施</p> <p>オ 安全・安心の確保への対応</p> <p>ク 被害の拡大、二次的被害の防止</p> <p>コ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり</p> <p>ク 障がいや慢性疾患のある子供への対応</p>
---	--

<p>管理職</p> <p>ア 心身の健康状態の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康観察の強化 質問紙調査、相談希望調査等 心のケアの情報の共有 教職員間での情報共有 保健だより等の啓発資料の配布 管理職等との連携 心のケアに関する保健指導の実施 健康相談の実施 学校医、スクールカウンセラー、専門機関等との連携 障がいや慢性疾患のある子供への対応 <p>イ ウ エ オ カ キ ☆</p>	<p>養護教諭</p> <p>ア 心身の健康状態の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康観察の強化 質問紙調査、相談希望調査等 心のケアの情報の共有 教職員間での情報共有 保健だより等の啓発資料の配布 管理職等との連携 心のケアに関する保健指導の実施 健康相談の実施 学校医、スクールカウンセラー、専門機関等との連携 障がいや慢性疾患のある子供への対応 <p>イ ウ エ オ カ キ ☆</p>
---	--

<p>学級担任等</p> <p>ア 安否の確認と心身の健康状態の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問、避難所訪問 子供の被災状況の把握 学校再開に向けての準備 学校内の被害状況、衛生状況の調査 安全の確保 養護教諭との連携 障がいや慢性疾患のある子供への対応 <p>イ ウ エ ☆</p>	<p>中長期的な心のケア</p> <p>ア 継続的な心身の健康状態の把握と支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続した心身の健康状態の把握活動と個別支援 状況の再確認、方針、全体計画の見直し、中長期的な支援計画の作成 医療機関等との連携と状況の把握等 心のケアに関わる校内研修の実施の指示 保護者説明会の実施と保護者への支援 地域住民への協力の依頼 学校全体で取り組む心のケアの企画と実施 オンラインケアの受け入れ 障がいや慢性疾患のある子供への対応 <p>イ ウ エ オ カ ☆</p>
---	---

<p>学級担任等</p> <p>ア 安否の確認と心身の健康状態の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康観察の強化 質問紙調査、相談希望調査等 心のケアの情報の共有 教職員間での情報共有 保健だより等の啓発資料の配布 管理職等との連携 心のケアに関する保健指導の実施 健康相談の実施 学校医、スクールカウンセラー、専門機関等との連携 障がいや慢性疾患のある子供への対応 <p>イ ウ エ オ カ キ ☆</p>	<p>心身の健康状態の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康観察の強化 質問紙調査、相談希望調査等 心のケアの情報の共有 教職員間での情報共有 保健だより等の啓発資料の配布 管理職等との連携 心のケアに関する保健指導の実施 健康相談の実施 学校医、スクールカウンセラー、専門機関等との連携 障がいや慢性疾患のある子供への対応 <p>イ ウ エ オ カ キ ☆</p>
---	--

<p>学級担任等</p> <p>ア 継続的な心身の健康状態の把握と支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続した心身の健康状態の把握活動と個別支援 状況の再確認、方針、全体計画の見直し、中長期的な支援計画の作成 医療機関等との連携と状況の把握等 心のケアに関わる校内研修の実施の指示 保護者説明会の実施と保護者への支援 地域住民への協力の依頼 学校全体で取り組む心のケアの企画と実施 オンラインケアの受け入れ 障がいや慢性疾患のある子供への対応 <p>イ ウ エ オ カ ☆</p>	<p>継続的な心身の健康状態の把握と支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続した心身の健康状態の把握活動と個別支援 状況の再確認、方針、全体計画の見直し、中長期的な支援計画の作成 医療機関等との連携と状況の把握等 心のケアに関わる校内研修の実施の指示 保護者説明会の実施と保護者への支援 地域住民への協力の依頼 学校全体で取り組む心のケアの企画と実施 オンラインケアの受け入れ 障がいや慢性疾患のある子供への対応 <p>イ ウ エ オ カ ☆</p>
---	--

継 続 支 援

自然災害発生

事故発生

附則

浜松市学校（園）防災対策基準＜平成27年4月＞

(施行期日)

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

(改正履歴)

年月日	概要
平成28年4月1日	・大雨警報・洪水警報発表に伴う「避難準備情報」等発令時における学校の対処を追加
平成31年4月1日	・「停電編」を追加 ・「高温注意情報・暑さ指数編」を追加
令和2年4月1日	・「報告1」「報告2」ページ「報告先」を修正
令和2年8月1日	・「避難情報編（I）河川の氾濫」 ・「河川の氾濫（A）外水氾濫系」ページ「外水氾濫の危険により避難情報が発令される地区・町字名」及び「対象校」を修正 ・「河川の氾濫（B）内水氾濫系」ページ「内水氾濫の危険により避難情報が発令される地区・町字名」及び「対象校」を修正
令和4年4月1日	・「浜松市立小中学校・幼稚園 防災対策基準」に名称変更 ・近年の災害や学校の実情に応じた内容、フロー図の改善等
令和5年4月1日	・避難情報編（I）河川の氾濫「河川の氾濫（A）外水氾濫系」ページの「在校中」対応フローを修正
令和6年4月1日	・行政区の再編に伴い、表記を修正 ・「大規模地震発生時の避難所開設に備え共通理解しておくべき内容」を追記 ・事後の危機管理「4 連絡体制」を削除

浜松市立小中学校・幼稚園 防災対策基準

発行者 浜松市教育委員会事務局
学校教育部 健康安全課

所在地 〒430-0929
静岡県浜松市中央区中央一丁目 2-1
イーステージ浜松オフィス棟 5階

T E X 053-457-2422

F A X 053-457-2579